

平成18年第5回定例会

階上町議会会議録

平成18年6月13日 開 会
平成18年6月16日 閉 会

階 上 町 議 会

平成18年第5回階上町議会定例会 第1日目

議事日程第1号

平成18年6月13日 午前10時8分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 提案理由説明
- 日程第4 陳情第1号 「品目横断的経営安定対策」にかかわる陳情
- 日程第5 陳情第2号 日本と同等の安全対策のない、アメリカ産牛肉の輸入再開に反対する陳情
- 日程第6 陳情第3号 医師・看護師等の増員を求める陳情
- 日程第7 陳情第4号 「関税引き下げとミニマム・アクセス米の拡大」に反対する陳情
- 日程第8 陳情第5号 地域農林水産業活性化を図るための「地産地消自治体宣言」を求める陳情
- 日程第9 陳情第6号 追越漁港離岸堤崩落に伴う撤去復旧方についての陳情
- 日程第10 陳情第7号 義務教育費国庫負担制度維持に関する陳情

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（17名）

1番	加藤 祐 君	2番	重文字 勝義 君
3番	鹿原 章 男 君	4番	橋場 敏雄 君
5番	高松 久美子 君	6番	石川 清人 君
7番	山田 恵治 君	8番	土橋 信夫 君
9番	郷州 公典 君	10番	松森 蒿 君
11番	佐京 登 君	12番	畑中 弘實 君
13番	大前 典男 君	14番	木村 勝彦 君
15番	金沢 啓一 君	17番	荒道 鶴造 君
18番	桑原 一夫 君		

欠席議員（なし）

説明のための出席者

町 長	浜 谷 豊 美 君	助 役	高 谷 清 孝 君
教 育 長	村 上 富 士 夫 君	総 務 課 長	浜 谷 義 勝 君
町 民 課 長	林 貢 君	保 健 福 祉 課 長	鳩 文 男 君
産 業 建 設 課 長	中 城 功 君	教 育 課 長	工 藤 靖 夫 君
総 務 G L	上 博 文 君	企 画 G L	高 橋 信 一 君
税 務 G L	寅 谷 信 廣 君	戸 籍 住 民 G L	池 田 隆 君
保 健 福 祉 G L	浜 谷 操 君	産 業 振 興 G L	川 向 達 人 君
建 設 G L	田 中 昇 君	出 納 室 長	中 村 豊 志 君
教 育 G L	小 沢 勝 君	中 央 保 育 所 長	佐 々 木 忠 弘 君
代 表 監 査 委 員	志 民 安 之 助 君		

職務のための出席者

議 会 事 務 局 長	梨 子 謙 一 君	総 務 課 総 括 主 幹	地 代 所 康 二 君
総 務 課 総 括 主 幹	長 根 工 君		

開会の宣告

午前 10 時 8 分

開議の宣告

午前 10 時 8 分

議長（桑原一夫君） ただいまの出席議員は 17 名であります。定足数に達しておりますので、平成 18 年第 5 回階上町議会定例会を開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 119 条の規定により議長において、11 番佐京登君、12 番畑中弘實君を指名いたします。

日程第２、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から６月１６日までの４日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって会期は、本日から６月１６日までの４日間と決定いたしました。

日程第３、この際、報告第１号 平成１７年度階上町一般会計繰越明許費繰越計算書報告についての件から、議案第１８号 階上町固定資産評価審査委員会の委員に選任する者につき同意を求めることについての件まで、２０件を一括上程いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長（浜谷豊美君） ハイ、議長。

議長（桑原一夫君） 町長 浜谷豊美君。（町長登壇）

町長（浜谷豊美君） ええ、本日ここに平成１８年第５回階上町議会定例会を開会するにあたり、議員各位にはご多忙のところご出席いただき誠にありがとうございます。

それでは、本定例会に提案いたしました議案の概要につきましてご説明申し上げ、審議の参考に供したいと思います。

報告第１号 平成１７年度階上町一般会計繰越明許費繰越計算書報告についてご説明申し上げます。

本件は、平成１７年度に定めました漁港建設、道路新設改良２件、民事訴訟委任、中学校大規模改造に係るもので、平成１７年度において完了が困難となったため、平成１８年度へ繰越致しましたので、その計算書を報告するものであります。

次に報告第２号 平成１７年度階上町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書報告についてご説明申し上げます。

本件も同じく、繰越いたしました公共下水道整備事業について、その計算書を報告するものであります。

議案第１号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

本案は、地方税法の一部改正に伴い、階上町税条例の一部を改正する条例を制定することを専決処分したものについて、その承認を求めるため提案するものであります。

議案第2号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

本案は、地方税法の一部改正に伴い、階上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定することを専決処分したものについて、その承認を求めるため提案するものであります。

議案第3号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

本案は、農村地域工業等導入促進法第10条の地区を定める省令の一部改正に伴い、階上町農村地域工業等導入指定地区における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を制定することを専決処分したものについて、その承認を求めるため提案するものであります。

議案第4号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

本案は、平成17年度階上町一般会計予算について、歳入歳出の額をそれぞれ調整し、補正するために専決処分したものについて、その承認を求めるため提案するものであります。

既定の額に3千197万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ56億9千333万2千円といたしました。

それでは、第1表歳入歳出予算補正のうち、主なものについてご説明申し上げます。

歳入につきましては、地方交付税3千万円、国庫支出金728万5千円、町債70万円等を追加補正いたしましたが、地方譲与税72万円、利子割交付金255万7千円、県支出金262万円等を減額補正いたしました。

歳出につきましては、民生費45万8千円、諸支出金4千472万6千円等をそれぞれ追加補正し、土木費686万6千円、教育費368万9千円等をそれぞれ減額補正したものであります。

次に第2表繰越明許費補正であります。追加につきましては、民事訴訟が年度内に結審しなかったため、繰越したものであります。変更につきましては、学校大規模改造事業で、繰越額を66万2千円減額したものであります。

第3表地方債補正は、既定の事業に係る変更分を追加及び減額補正したものであります。

議案第5号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

本案は、平成17年度階上町国民健康保険特別会計事業勘定予算について、歳入歳出の額をそれぞれ調整し、補正するために専決処分したものについて、その承認を求めるため提案するものであります。

補正の概要につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ13万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億356万3千円としたものです。

歳入の主なものは、国民健康保険税を1千74万8千円、療養給付費等交付金を1千321万5千円減額し、国等関係機関からの平成17年度の交付額が確定したことにより、国庫支出金に1千667万9千円、県支出金に808万4千円を追加したものです。

歳出の主なものは、平成17年度の精算見込により、諸支出金を66万3千円減額し、保険給付費に80万円を追加したものであります。

議案第6号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

本案は、平成17年度階上町国民健康保険特別会計直診勘定予算について、歳入歳出の額をそれぞれ調整し、補正するために専決処分したものについて、その承認を求めるため提案するものであります。

補正の概要につきましては、既定の歳入歳出予算からそれぞれ53万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1千53万8千円としたものであります。

歳入は、繰入金金を66万3千円減額し、諸収入に13万3千円追加したものです。

歳出は、総務費を50万3千円等減額したものであります。

議案第7号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

本案は、平成17年度階上町老人保健特別会計予算について、歳入歳出の額をそれぞれ調整し、補正するために専決処分したものについて、その承認を求めるため提案するものであります。

補正の概要につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ304万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億3千694万5千円

としたものであります。

歳入の主なものは、国等関係機関からの平成17年度の交付額が確定したことにより、国庫支出金を1千430万2千円、県支出金を184万8千円それぞれ減額し、繰入金に657万4千円、諸収入に722万9千円を追加したものであります。

歳出の主なものは、医療諸費を261万3千円減額したものであります。

議案第8号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

本案は、平成17年度階上町漁業集落排水事業特別会計予算について、歳入歳出の額をそれぞれ調整し、補正するため専決処分したのについて、その承認を求めるため提案するものであります。

補正の概要につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ24万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4千355万7千円としたものであります。

歳入は、一般会計繰入金16万8千円等を減額したものであります。

歳出は、施設管理費を24万5千円減額したものであります。

議案第9号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

本案は、平成17年度階上町介護保険特別会計予算について、歳入歳出の額をそれぞれ調整し、補正するために専決処分したのについて、その承認を求めるため提案するものであります。

補正の概要につきましては、既定の歳入歳出予算にそれぞれ985万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億529万8千円としたものであります。

歳入の主なものは、国等関係機関からの平成17年度の交付額が確定したことにより、支払基金交付金を418万8千円減額し、保険料に279万円、国庫支出金に809万7千円、県支出金に175万9千円、基金繰入金に139万8千円追加したものであります。

歳出については、基金積立金に985万8千円を追加したものであります。

議案第10号 階上町国民健康保険特別会計（事業勘定）財政調整積立金条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、条文を整備するため提案するものであります。

議案第11号 階上町乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例の制定につ

いて、ご説明申し上げます。

本案は、青森県乳幼児はつらつ育成事業実施要領の一部改正に伴い、所要の改正をするため提案するものであります。

議案第１２号 階上町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、青森県ひとり親家庭等医療費助成事業実施要領の一部改正に伴い、所要の改正をするため提案するものであります。

議案第１３号 平成１８年度階上町一般会計補正予算第１号について、ご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出の総額にそれぞれ１千１３７万円を追加し、歳入歳出の総額を４８億７千６３７万円とするものであります。

それでは、第１表歳入歳出予算補正の主なものについてご説明申し上げます。

歳入につきましては、県支出金１０２万１千円、繰入金１千万円等を追加補正するものであります。

歳出につきましては、総務費は、１千６１４万７千円の減額補正で、民生費は、５７万７千円、農林水産業費は、３９２万１千円、土木費は、１千９１７万２千円、教育費は、３２３万７千円、災害復旧費は、１千１９８万３千円を追加補正するものであります。

議案第１４号 平成１８年度階上町老人保健特別会計補正予算第１号について、ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ６２８万４千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ８億８千１６８万８千円とするものであります。

歳入につきましては、他会計繰入金６２８万４千円を追加し、歳出につきましては、償還金に６２８万４千円を追加するものであります。

議案第１５号 障害者自立支援法第十五条に規定する市町村審査会の事務の委託について、ご説明申し上げます。

本案は、地方自治法第２５２条の１４の規定により、階上町から障害者自立支援法第１５条に規定する市町村審査会の事務を八戸市に委託するため提案するものであります。

議案第１６号 新たに生じた土地の確認について、ご説明申し上げます。

本案は、桺漁港漁場機能高度化事業に伴う公有水面埋立ての完成により、あらた

に生じた土地を確認するため提案するものであります。

議案第17号 新たに生じた土地の字名について、ご説明申し上げます。

本案は、桝漁港漁場機能高度化事業に伴う公有水面埋立ての完成により、あらたに生じたことを確認したこの土地を、階上町大字道仏字桝に編入するため、提案するものであります。

議案第18号 階上町固定資産評価審査委員会の委員に選任する者につき同意を求めることについて、ご説明申し上げます。

本案は、1人の委員の任期満了に伴う後任の委員に高階繁雄氏を選任するため提案するものであります。以上、提出議案につきまして概要をご説明申し上げましたが、審議の過程においての質疑等に対しましては本職並びに関係職員等からお答え申し上げますので、慎重にご審議の上、原案のとおり議決下さるようお願い申し上げます。 （町長降壇）

議長（桑原一夫君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

この際、日程第4、陳情第1号 品目横断的経営安定対策にかかわる陳情についての件から、日程第10 陳情第7号 義務教育費国庫負担制度維持に関する陳情の件まで、7件を一括議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております陳情の件については、会議規則第92条の規定により、陳情第1号、第2号及び第4号、第5号の4件を産業経済常任委員会に、陳情第3号及び第7号の2件を教育民生常任委員会に、陳情第6号を建設常任委員会にそれぞれ付託したいと思います。

これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって陳情第1号、第2号及び第4号、第5号の4件を産業経済常任委員会に、陳情第3号及び第7号の2件を教育民生常任委員会に、陳情第6号を建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。

議事の都合により、6月14日は休会といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、6月14日は休会することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の会議は、6月15日午前10時から開きます。

本日は、これにて散会いたします。

(散会時刻 午前10時26分)

平成18年第5回階上町議会定例会

第2日目

議事日程第2号

平成18年6月15日 午前10時01分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（17名）

1番	加藤	祐君	2番	重文字	勝義君
3番	鹿原	章男君	4番	橋場	敏雄君
5番	高松	久美子君	6番	石川	清人君
7番	山田	恵治君	8番	土橋	信夫君
9番	郷州	公典君	10番	松森	蒿君
11番	佐京	登君	12番	畑中	弘實君
13番	大前	典男君	14番	木村	勝彦君
15番	金沢	啓一君	17番	荒道	鶴造君
18番	桑原	一夫君			

欠席議員（なし）

説明のための出席者

町長	浜谷	豊美君	助役	高谷	清孝君
教育長	村上	富士夫君	総務課長	浜谷	義勝君
町民課長	林	貢君	保健福祉課長	鳩	文男君
産業建設課長	中城	功君	教育課長	工藤	靖夫君
総務GL	上	博文君	企画GL	高橋	信一君
税務GL	寅谷	信廣君	戸籍住民GL	池田	隆君
保健福祉GL	浜谷	操君	産業振興GL	川向	達人君

建設GL 田 中 昇 君 出納室長 中 村 豊 志 君
教育GL 小 沢 勝 君 中央保育所長 佐々木 忠 弘 君
代表監査委員 志 民 安 之 助 君

職務のための出席者

議会事務局長 梨 子 謙 一 君 総務課総括主幹 地代所 康二 君
総務課主幹 沢 田 充 君

開会の宣告

午前 10 時 01 分

開議の宣告

午前 10 時 01 分

議長（桑原一夫君） ただいまの出席議員は 17 名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第 1、一般質問を行います。

順次質問を許します。

8 番、土橋信夫君の質問を許します。

8 番（土橋信夫君） ハイ、議長。

議長（桑原一夫君） 8 番、土橋信夫君。（土橋議員 登壇）

8 番（土橋信夫君） 本定例会において一般質問の機会をいただき有難うございます。通告に従い質問いたします。

まず、グループ制導入に伴う事務の効率化の評価について町長のお考えをお伺いします。平成 17 年 4 月から本町行財政改革の一環として、行政事務の効率化のためにグループ制を導入しましたが、他の市町村あるいは青森県庁においても同様の趣旨でグループ制の移行が施行されています。ただし、多くの行政機関では数年を

費やして、導入に伴うメリット、デメリットを検討し、導入の成果と課題を分析しながら移行していくのが一般的手法であるのに、本町においてはモデルケース等の設置検討無しに、全庁一斉に実施し現在に至っています。本町の場合は、同時に職員の職階制度の見直しも併せて実施していますので、事務処理上の問題点がデメリットとして表出して来ないか、危惧するところです。町民にとっては、町役場というのは一番身近な行政機関であり、システムが順調に機能しないと、役場内部の行政事務の停滞というリスクばかりでなく、町民にとっても大きな損失に繋がってきます。グループ制導入の実施は、前町長の施策として行われたものであるもので、浜谷町長の責任とは言い難いところがありますが、我々町民からすれば前町長の主導で移行した制度であったとしても、1人町長だけでは出来るものではなく、町職員の総意として実施されたものであると受け止めています。浜谷町長は就任半年しか経っていないこともあり、また、グループ制の施行が1年を経過したばかりの時点で、分析評価というのも明確に判断しかねる点もあるとは思いますが、前掲したように制度の機能が一般町民へのリスクに転嫁していくことでもあり、また、グループ制移行の準備段階が少なかったということは、走りながら改革を前進させて行くということでもあると思いますので、出来るだけ早期に制度の検討をしていくべきだと思いますが、町長のお考えをお伺いします。

次に、本町農業振興策の手法についてをお伺いします。1999年に食料、農業、農村基本法が制定されました。これは、国の農業施策の大きな転換となるものであります。それまでの農業基本法が、農業生産の拡大と農家の所得向上を目指し、農業・農家に対する全般的な支援を謳った内容であったものが、新農業基本法と言われる食料、農業、農村基本法では、意欲ある農業者に的を絞った支援策に変わって来ています。受け手としての認定農業者の数が国の農業施策の支援を、今後左右する内容となっています。そこで本町の認定農業者数を見てみると、平成18年3月末現在で僅か27名です。これは、青森県全体の認定農業者数7,153人からすると僅か0.4パーセントにすぎません。総農家数は、平成2年に776戸だったものが、平成17年には353戸と半減して、販売農家数に至っては同年比較でいて649戸から218戸と3分の1に減少しています。農家数の推移については、農村の少子高齢化・過疎化による農家数の減少が全国的な傾向の中で、止むを得ない現象かもしれませんが、農業生産額においても平成11年45億8千万円であったものが、平成15年37億4千万円と僅か5ヵ年の間に82パーセントまで落ち込んでいます。しかも、この数字の内容は27億4千万は畜産物であり、ご承知

のように多くの企業養鶏、企業養豚の租生産額がその内容となっております。町が5年ごとに作成している総合振興計画の中で、常套句となっている基幹産業である農業の振興はどこへ行ってしまったのか、数字上で見る限りにおいては、その片鱗さえも感じ取ることができません。

いま、農業を取り巻く環境は、外にあっては農産物の自由化に伴う輸入の増加、内にあっては農業の担い手の減少、また、営農指導面では経営の健全化のために合併して広域化しつつある農協の営農機能が以前よりもこう低下しているんじゃないかとかように思いますし、ええ、行政の行財政改革の名の下に県の農業改良普及センターの指導員が年々削減されている。町においても、ええ、農業振興係の職員が減らされているということでございます。

今後ますます人件費、事業費の削減が進んでいく中、どのような農業振興策をとるつもりなのか町長のお考えをお伺いします。

また、町長が地域再生の手法として取り上げている階上ブランドの確立と生産流通の効率化、さらに農業者支援の手法についてお伺いします。

三つ目として、町営住宅榊山団地移転計画についてお伺いします。

老朽化している榊山団地について、町長は公約で旧道仏中学校跡地への移転新築を考えているということですが、町の財政が厳しい状況の中で、どのような方法にて資金調達を図り、また予算規模をどの程度予定しているのか、事業の実施期間はいつごろを予定しているのか、何年計画かをお伺いします。

四つ目として、主要地方道名川～階上線の整備見通しについてお伺いします。

階上町を貫いている国道、県道は、国道45号線、鳥屋部・十日市線、海岸線を走る主要地方道八戸・階上線、さらに国道45号線と平行して走っており、現在整備中の高規格道路久慈道路を含めて、すべて県南の中核都市である八戸市から放射状に伸びています。

唯一主要地方道名川～階上線が本町を横断軸として横に貫いています。

しかも、この県道は国道4号線から国道45号線へつなぐ道路であり、八戸市街地を経由しないで走っている路線であります。

途中八戸市南郷区において、東北縦貫道八戸線につながっている、きわめて本町の物流にとっては重要な幹線であります。

ところが同線の本町内部分の整備が始まってから、すでに30年近い年月を要しながら、未だ完成していない状況であります。

このことは、町の発展の大きな阻害要因となっております。

未整備の晴山沢地区にあっては冬季降雪時は、狭い幅員がますます狭まり、大型車と普通車がすれ違いできないことも度々であります。

昔から本町は「浜手」「山手」という呼称が根強く残っているように、それぞれ異質な生活文化を有しながら、横の交流が比較的少なく、町の均衡ある発展の阻害要因となっております。

町内では最も小さい集落の晴山沢地区、その先の田代地区ではこのような状況の中で、町中央地区との疎外感さえ抱いています。

同路線の一日も早い全線整備の実現を切に願うものであります。

そこで、現在、管理当局である青森県に対して、町としてどのような働きかけをおこなっているのかお伺いします。

以上、4点について町長のお考えをお伺いして、壇上からの質問といたします。

どうもありがとうございました。(土橋議員 降壇)

町長(浜谷豊美君) ハイ、議長。

議長(桑原一夫君) 町長、浜谷豊美君。(町長 登壇)

町長(浜谷豊美君) ええ、ただいまの土橋議員のご質問にお答えいたします。まず、第1点目のグループ制導入に伴う、事務効率化の評価についてであります。ええ、このグループ制は、組織の一層の簡素化と効率化を図るため、組織の再編と伴に行政改革の一環として平成17年度から実施したところであります。課長補佐、係長を廃止いたしましてスタッフがグループの中で、所掌事務を行うことによって住民サービスの向上とそして仕事の繁閑を無くし、時間外勤務を減らすとともに繁忙期には全員で業務を処理すること。これを目的に導入したものでございます。ええ、グループ制の評価につきましては、昨年7月から8月に掛けて庁内職員の意識調査を実施したところでございますが、ええ、その時点では導入して約4ヶ月しか経過していないということもあり、様々な意見や問題点が出されております。ええ、その主なものとして、まず一つには組織機構改革の動機または目的が周知されていない。若しくは説明不足で戸惑いがある。二つ目として決裁等の意思決定が早くなった反面、チェック機能の低下や意思疎通が希薄になった。三つ目として管理職相互の責任が曖昧で、管理職の意識の低下がある。四つ目として、また、グループ制の最大の利点である、互いに助け合う協働・協業が機能せず、業務の平準化につな

がっていない。等でございます。

ええ、導入してから今では、一年以上が経過いたしました、今後も引き続き定期的に職員の意識の変化や業務の実態を調査した上で、事務事業の効率化を図り住民サービスの向上につながるような組織体制を構築していく所存でございます。

次に、農業振興の手法についてであります。本町では、夏季冷涼な気象条件や広大な農地などの立地特性を生かして、酪農や畑作を主体に農業が行われてきましたが、議員ご指摘のとおり、近年は、農業者の高齢化や担い手不足、農産物価格の低迷などから就農者が大幅に減少してきています。加えて、都市化の進展とあいまって、土地を資産として保有する傾向が強いため、農地の流動化が進まず、遊休農地が年々拡大するなど、農業を取り巻く環境は非常に厳しい状況にあると受け止めております。このような中で、本町では、これまでネギ、ながいも、雨除けのほうれん草の生産振興に力を入れてきたところであり、現在では、これらが町の主要品目となっております。本年度からは、これに加えて農業振興策の一つとして、本町の夏季冷涼な気象条件が、品薄となる夏場のイチゴ収穫に適していることや、遊休ビニールハウスの有効活用を図る観点から、夏どりイチゴを、町・農協そして三戸の農家で連携しながら試作に取り組んでいるところであります。

ええ、階上ブランドの確立についてであります、農産物のブランド化といいますが、これはまあ、簡単なことではないと認識はしておりますが、これまで振興してきた野菜の維持拡大を図っていくほかに、新たに、本町の立地特性を生かして、この地域に古くから栽培され、県の奨励品種にも採用されている“そば”の階上早生を振興していきたいと考えております。そばを団地化して栽培することにより、一面に咲く白い花が観光資源となることや、本町を訪れた観光客等に食事として提供することによって付加価値を高めることが可能であり、さらに、品種名に階上という町名が付いていることから、町のPRにもつながるものと期待されるところであります。

生産の効率化についてであります、今後、これら作物を点から面へと拡大させていく中で、観光部門との連携や地産地消を含めた販売方法等も検討して参りたいと考えております。農業者への支援については、生産規模の拡大に意欲のある農業者に対して、ええ、農地の利用集積を積極的に推進していくほか、毎年数名程度ではございますが、新規就農者やあるいは農業後継者が、気軽に相談し合えるような仲間づくりが必要であり、その体制づくりを進めていきたいと考えております。

また、平成19年度から、国が補助事業や制度資金等の支援の対象を担い手に集

中化、重点化するという事としてしていることから、その対象となるような認定農業者への誘導に努めて参りたいと考えております。さらに、産地化を図っていく上で必要となる機械施設等につきましては、できるだけ既存のものを活用しながら、整備等の支援を検討していきたいと考えております。

次に、第3点目の町営住宅榊山団地移転計画についてであります。当住宅団地は建設以来30年余りが経過し、平成16年度に実施した老朽度調査においてもかなり老朽化が進んでいるという状況にあります。また、平成16年12月議会において地元三行政区連名による榊山団地の存続を求める陳情書が採択になり、町へ移転新築早期実現の要請がなされ、さらには住宅用地の賃貸借契約期限が近づいていることなどから、議員ご指摘のように大変厳しい財政状況の中ではございますが、駅前中央団地への移転新築計画を進めているところでございます。ええ、現時点での予算規模と資金調達の計画であります。総事業費は、約3億万円を見込んでおります。

資金の内訳ですが、対象事業費の45%が国の地域住宅交付金、町負担分の約1億6千万円余りは地方債の発行を予定しているところでございます。

事業実施期間につきましては、今年度において基本設計及び実施計画を行い、現在の案といたしましては、平成19年度に着工し、平成20年度完成予定としております。まあ、これにつきましては、ああ、建設検討委員会を立ち上げて、ええ、更に慎重に進めて行きたいと考えております。この公営住宅建設によりまして、財政は厳しさを増すことになると思いますが、住民福祉の向上と住み良い町づくり、併せて地域の活性化のためにも実施してまいりたいと考えております。

次に、第4点目の主要地方道名川～階上線の整備見通しについてであります。主要地方道名川～階上線は、当町の国道45号から中央部を東西に横断し、八戸市南郷区を経て南部町剣吉に至る広域的利用度の高い重要路線であります。

また、東北自動車道八戸線（南郷IC）のアクセス道路としても利用され、近年は特に大型車両の交通量の増大が著しいものがあり、早期整備が望まれているところであります。議員ご質問の晴山沢工区約700mにつきましては、平成8年4月と昨年9月に、地元晴山沢地区整備促進委員会及び町において、当時の八戸県土整備事務所に早期着工の要望書を提出し、本路線整備の重要性を県に訴えてきたところでございます。

そのような中、今年度に入りまして、県より本路線工区の事業説明会を開きたいという連絡がございました。ええ、去る4月27日に地元関係者に第1回目の説明

を行ったところであります。その際の、県の説明によりますと、本年度は測量設計及び用地測量を実施し、来年度以降用地交渉及び買収を行い、平成21年度までに工事を完成させたいとのことであります。

町といたしましては、今後も県との協調体制を維持しつつ、早期完成に向けて強く働きかけて行きたいと考えております。以上を申し上げまして答弁といたします。

(町長 降壇)

8番(土橋信夫君) ハイ、議長。

議長(桑原一夫君) 8番、土橋信夫君。

8番(土橋信夫君) 8番、土橋です。有難うございました。ええ、まず第一点目としてグループ制の移行についての質問ですけれども、まあ、去年の8月ですかね、7月ですかね、あの、アンケートを取ったということでございますけれども、ええ、先程の壇上での質問の内容でも言ったようにですね、ええ、準備段階が非常にこう少ない状況で、グループ制の移行という形で行ったケースだった訳でございまして、他の市町村のホームページを開いてですね、ええ、グループ制の移行の状況を見てみますと、半年位、なっても1年の中ですね、ええ、その検討委員会を常設しながら改善していった前に進んでいる。いう形をとっているのが一般的かたちでございます。ええ、確かに、その、半年ぐらいですね、アンケートを取って状況を分析するっていうのは非常にこう機敏な動作であったと思うんですけど、それが、アンケートがどういう形で検討されて、どういう形で更なる改善に繋がっていくのかですね、ええ、町長の説明だけでは一寸分かりかねますので、ええ、どういう形で改革を進めていくのかですね、ええ、検討、分析をやっていくのかですね、その辺を再度お伺いしたいと思います。それから、そのグループ制が機能しないっていうことはですね、再三にわたってこう言うのはですね、グループ制が機能しないっていうのは、町民に対して非常にこうリスクを負わせることになる訳でございまして、ええ、町長の説明の中であったようにですね、それを担っている職員の方々の意識でもですね、非常にこうやって良かったかという形の質問に対しては、ええ、まあ、全然変わってないというのはですね、大勢をこう占めているんじゃないか。町民がグループ制の移行に対してどう感じているのかいう事についてもですね、ええ、余りグループ制移行の改革のですね、努力はかって貰ってないじゃないかという、こ

う、その、アンケートの内容もあります。町民の反応はどうですかと言うとですね。良いといわれるのは3.4パーセントに対して、変わらないじゃないかというのがですね56.9パーセント、職員の方々の意識とすれば、ええ、折角努力してやっているんだけど、あるいは苦勞しているんだけど、アンケートの中では時間が増えているんだと、それでも一般町民の意識とすれば変わったっていう感じの意識は持っていないようだというこうアンケートの内容になっているようです。それから、ええ、仕事が忙しくなっているということなんですけども、あの、今年の3月に役場の方から提出された一般財源の推移を見ますとですね、18年度の人件費がですね、9億1千万円で、21年度は8億1千万円、1億円、5年間で削減する計画でいる訳ですので、ええ、1億円削減して人数を減らさないと給料が減っていくということでございます。まあ、そういう手法を取らないと思いますんで、ええ、今114人、今年の3月31日現在で114人だそうですので、昨年度の決算額は9億2千万円という人件費のですね、そうしますと給料、手当、共済費を入れても一人当たり8百万円程度掛かっている訳でございます。そうしますと1億円減額するということは、10パーセントの人件費の減額でございますから、ええ、12人程度ですね職員が更に減るという形になってくる計算でございます。こういう中ですね、ええ、忙しいっていうと益々忙しくなる。いうことがある訳ですので、ええ、もう一度機構の見直し、果たしてこれでもってうまく機能しているのかどうか、グループ制になって所謂グループとしてのですね、意思疎通が図られているのかどうか、例えば出張に行き担当者がいらない時、それに変わる対応が出来ているのかどうか。その辺は、詳しく検討してですね前に進めていく必要があると思いますので、どういう方法でそれをやってみられるのかですね、町長のお考えを再度伺いたいと思います。

それから、ええ、農業振興の手法についてであります、ええ、答弁の中で農業振興上ですね、ええ、イチゴの試作をしているという形ですね、ええ、説明してございました。ええ、中々従前から色々こう試作をして、ええ、新作物を定着させようとしてですね、えー、ずーと来ているんですけども、残念ながら一つとして定着した作物がない。ハイブリットのスターチスをやったり、ええ、ほうれん草をやったり、ええ、色々こうやって来ているんですけども、町の新規作物の試作そのものですね、ええ、町農業の振興に敷衍していくっていう前例は皆無であります。ですから、あの、十分に検討されてですね、どうせお金を掛けるのであればですね、それがどういう形で普及して農業振興に役立っていくかっていうのをですね、やっ

ぱり十分こう考えてこうやっていただきたいと斯様に思います。折角やるんであればそれでいいんですけども、どういう形で普及させて、敷延させていくのかというのがですね、その、まあ、役場っていうのは企画して一定の多少の予算を見るんでしようけども、役場が実際こう作っていく訳ではない、農家と農協が共同でもってやっていくと思うんですけども、それが十分に活かされるような形の指導をしていただきたいと思います。それは答弁の必要ありません。

それから、榊山団地についてのもので、あの、再質問でございますけども、一般財源の推移、今年の18年3月の議会開会中の全員協議会で提出された資料でございますけども、ええ、この資料によりますと、一般財源収入からですね、義務的経費を差し引くとですね、ええ、18年度差し引き合計額が19億3千2百万円、19年度はですね、同じ19億8千万円、まあ、大体20億前後が残るということなんでしょうけども、その、それからですね一般財源を差し引いて、一般財源の残りがですね大体10億位になってしまう、19年は10億8千万円ということですね、20年は11億2百万円、21年度は10億5千万という形で、10億円位しか残らない。その10億円も物件費と維持補修費約7億5千万円、他会計の繰り出し金が4億円、そうすると普通建設事業費は、基金取り崩しでしか対応出来ませんよという形での財政計画になってございます。ええ、その一般財源の収入分で見ると臨時財源対策債については、19年度からゼロですよっていう計画になっているんで、その辺の変化があるのかどうか一寸分かりませんが、それからいうと普通建設事業費は積立金を取り崩してやるしかないんだと、13億7千6百万円を取り崩して事業をするしかないんだということでございます。ええ、町長は3億円の事業費を掛けて榊山団地を新築することでございますが、45パーセントの国からの特定財源を差し引いても1億6千万は起債によって対応しますということでございます。起債でもって対応するという形になれば、増え続けている公債費がですね、ええ、18年度8億8千4百万、21年度9億3千7百万、こういうふうに公債費が増え続ける、現時点での借り入れの状態で起算した額なんでしょうけども、それでも公債費がかなりこう増え続けていて、そうした場合3億円の内、1億6千万円起債を発行してですねやっていくことによって、この辺の数字が変わって来る。いうことも、その、修理がそのまま推移するとすればそのとおりだ訳でございますけども、その辺をそのどう考えていくつもりなのか、ええ、公債費が増えて来てより圧迫してくる、硬直化が進むということになる訳でございます。更に町長は、議会で言っている訳じゃないですけども、給食センター等の新築も近々考慮しなけりゃ駄目だ

ということもこう言ってございます。ええ、こういう財政状況の中でですね、ええ、具体的にその借金していくということなんですけども、そうすれば、その公債費がどういう形でこう変わっていくのかということもございます。もう一つは、一般財源のですね16年度の積立金の残額がですね13億7千6百円ということなんですけども、16年の決算が終って、ええ、17年の出納整理期間が終わって、まだ、見込みでしかないんですけども、現時点での積立金の残の見通しはどの位か、それも一寸伺いしたいと思います。

それから、4点目のですね主要地方道名川～階上線の整備見通しについてなんですけども、ええ、答弁いただいた内容からすると、県の方からの説明があつてですね、来年からその事業に取り掛かって、21年度に完成する予定で進めますということだということでございます。それは、ええ、非常に有難いことだと思ってございます。ただ先程の質問の中で言ったようにですね、一つの路線に30年も掛かるっていうのはですね、非常にこうやっぱり問題があると思うんです。ええ、その事業主体が県であってもですね、それを享受するのは階上町民である訳ですので、ええ、例えば、その、用地買収の過程で、ええ、その予見される、用地交渉の困難が予見される場合、早目にこう路線の変更を県の方に進言するとかですね、ええ、その用地買収についても町の職員がですね、まあ、積極的にとにかく路線確保のための用地買収のですね、一翼を担っていく等の努力をしていかないと、例えば鳥屋部～十日市線なんかもですね、30数年取り残されたというか、あの、まだ、すっかりこう完成していないという状況が続いてございます。それはもう県が事業主体として進めて行くとしてもですね、地元行政の行政力の違いでもって、如何に県道といえどもですね、あの、整備が早期に出来るか出来ないかという分かれ道になると思う訳でございます。ですから、あの、是非この名川～階上線の路線については、まあ、あの、早期にこうやってくれるということで、まあ、これは有難く感謝しておりますけども、他の県道についてもですね、ええ、今言ったような形で、ええ、享受するのはあくまでも町民であるという建前でですね、ええ、用地買収等スムーズに行くようこう努力して県の方に進言していただきたいと斯様に思います。この4点目についても特段答弁はいりませんから、あの、1点目と2点目のですね、あの、グループ制、どういう形で検討加えながら進めて行くのかということですね、それを再度お願いします。

町長（浜谷豊美君） ハイ、議長。

議長（桑原一夫君） 町長、浜谷豊美君。

町長（浜谷豊美君） ええ、土橋議員にお答えをいたします。確かに、ええ、昨年の7・8月にアンケートを実施いたしまして、ええ、いろんな諸問題が提起されております。ええ、それを踏まえて、ええ、まあ、実は新年度から、あの、改善をしていこうかというお話もございました。そういう中で、ええ、やはり半年間の状況の中で結果判断するには、まだ、尚早ではないかということで、新年度また改めてアンケート調査等で意識調査をしていきたい。そして、ええ、議員ご指摘のように、まあ、走りながらそして改革も進めていかなければならない、それも必要だとは感じております。ええ、新年度の人事につきましても、まあ、実は機構改革によって、ええ、課の統廃合がございました。ああ、そのあり方についての議論もございましたが、ええ、職員の人事の中でもいろいろ事情もありまして、ええ、人員の限られた枠の中での新たなポストを増やすとか、そういう必要性も意見として出されました。しかし、そのことに当たっても、やはりこの限られた5課という中での1人の異動が大きくよその方にも影響して行くということも考えて、ええ、先ずはもう1年状況を見てそして出来るだけ早期に、この体制についても見直していかなければならないと考えております。ええ、それとご提案といいますか他の自治体での状況の中で、ええ、検討委員会も立ち上げながら、即実行しているというお話もいただきました。ええ、まあ、これについてはまず今後、課長、GL会議でもって、その辺についても検討を進め、より効率的な体制を作っていけるように、考えて対応していきたいと考えております。ええ、町民からの意識が、職員の意識があまり変わっていないのではないかなというような、ご批判の声などもあるようでございますし、また、そういったことは私どもの方にも声も届いております。まあ、そういう面につきましても、やはり職員の意識改革に何としてもこれは、厳しく指導をしていかなければならないと思っております。ええ、現在の体制が機能していないのではないかなというふうなことになるにしても、ええ、改めて、ええ、職員の現在の考えを聞きながら、そして、ええ、総合的に検討して早期に改善をして参りたいと思っております。・・・・ええ、失礼しました。町営住宅の今後の財源と絡めましてのご質問でございますが、ええ、19年度からの例えば臨時財政対策債が無くなるかというような話もありましたが、まあ、大変そういう、まあ、厳しい内容も予想されております。ええ、しかしながらこういう公債費がどんどん増え続けている現状の中で、まあ、こういう3億円の事業費、そしてまた、次期計画を予定してい

る給食センターの件、ええ、何れにつきましてもこれは厳しい財政の中ではありませんが、ええ、まあ、非常にこう日々変化する財政の状況について、非常にこう、中々想定しにくい現状でありますけども、ええ、その給食センターについては、また、現時点で先程の21年度での基金ゼロ、予定されている現状で出来るのかというご質問だと思いますけれども、その辺につきましては、ええ、まあ、私は必要なものである、まず、この、給食センターという性格からしてそういう考えは、認識は持っております。ええ、そういう中で、どういう方法で、ええ、この、建設と申しますか、ええ、給食センターについて、ええ、新規にどういう形でやっていけるかどうかも含めまして、ええ、今の町営住宅が建設されて、その後何とかして、ええ、まあ、色々模索しながら第一義的に優先して、考えていきたいと、おお、大変、今の財政シュミュレーションを提出している段階で、数字として述べるのは大変難しい状況でございますが、ええ、私の認識として、ええ、強くそのことについては、第一義として考えております。ええ、あとそのほかの公債費等につきましては、職員の方から回答させたいと思います。

総務課長（浜谷義勝君） ハイ。

議長（桑原一夫君） 総務課長、浜谷義勝君。

総務課長（浜谷義勝君） それでは、お答え申し上げます。一つは1億6千万の起債を借りた場合の償還額が幾らになるかということでございますけども、ええ、15年間で償還するということでございますと、単年度約2千万程の財源が必要になるというふうに考えてございます。それから、ああ、基金の残高は現在いくらあるかということでございます。ええ、18年度で取り崩して現在は、11億になってございます。以上でございます。

8番（土橋信夫君） ハイ、議長。

議長（桑原一夫君） 8番、土橋信夫君。

8番（土橋信夫君） 8番、土橋です。有難うございます。ええ、まあ、グループ制に関してはですね、町長の答弁ではですね、ええ、一つ動かすと色々なところに

も波及するからということなんですけども、視点が違うと思うんですよ。あの、町民にとってどうなのかという視点がですね、まず、必要だ。それはもう職員個々に動かすと職員の能力があるし、職員一つ動かすとこっちも動かさなきゃ駄目だというのもあると思うんですけどもね、あの、ええ、先程言いましたように、8月段階です。アンケートを取ったというのはですね、非常にこう機敏な、分析をしてくれないという形の、おお、考え方からですね当時の担当の総務課でもって取ったと思うんですけども、再度1年経ってもう1年経ってから、また、あの、アンケートっていうことっていうのはですね、折角アンケートを取って、その段階での状況をですね、再度分析して進めていく、ええ、その、ほかの町村のホームページを開いて見ますとですね、常設しながら半年位でもってとにかく検討委員会をですね、あの、年に数回開きながら検討して、それで、ええ、改善していくっていう手法を取っている訳ですので、折角こういうアンケートを取ってですね、ええ、きめ細かいアンケートだと思います。で職員の人たちは、ええ、こういう状況だからもっとこうしなけりゃならないという形の声をアンケートの結果として、形としてあげている訳ですのでですね、検討委員会を立ち上げながらですね、まず、とにかく一番最初出て来て6ヶ月だろうと9ヶ月だろうと現状をですね、どう捉えて、どう問題点を抽出していくのかっていうのがですね、やっぱり先決じゃないかとかこういうふうに思う訳でございます。ええ、その、ほかの町村のですね、あの、グループ制の移行っていうのは非常にこう時間を掛けて、職員に徹底した周知をして、協力をさせていただきながらですね進んでいっている。青森県庁の、例えば例を見てもですね、ええ、周知させない、あるいは準備段階を十分持たないとですね、やはりデメリットとして色んな問題点が表出してくるっていうことも言って御座います。そういう面からすると階上町の場合はですね、周知の面でも些か疑問があってこう進んだんじゃないかと思えますし、ええ、モデルケース等やらないで、いきなり全庁という形でこうやっている。しかも、職階の改変まで一緒に伴ってやっているということですね、難しい状況の中からの、あの、出発だと思います。ですから、ええ、6ヶ月だろうと1年だろうとですね、分析しながら、ええ、ロスのないように、職員の人にあまり負担がかからないように、いう形ですね、ええ、改革をですね前に進めながらやっていくというのがですね、私は適切だと思います。もう一度アンケートを取ってといってもですね、数字が多少変わって来るかもしれませんがですね、それはもう折角とったアンケートですから、それが今後どう動いているのかという検討を交えながらやっても良いんじゃないかなと思います。是非、早めにこ

う検討を加えてですね、町民のリスク、職員のリスクをですね、軽減して行政効率が出来ただけ上がるような形の、やり方をですね出来るだけ早目にこう取り組んでいただきたいと思います。

それから、櫛団地についてですけども、結局13億7千6百万あったものですね、現時点で11億しか積立金が残っていませんよということだ訳ですよ。しかも、ええ、公債費2千万増えるだけですよという事なんでしょうけども、まあ、元利合わせて2千万ということですか。で、それこそ、まあ、あの、中々財源から見てですね、町長が何とかしてやりたいという熱意は分かるんですけども、おお、まあ、総務課長の説明した内容からするとあるいは、まあ、1億6千万の起債を発行して、それで多少上がるけども、やるとすればこれしかないという形で進むのかもしれない。けども、その中々厳しい状況の中でもってやっていかなきゃならない。しかも、その、義務的経費等についてはですね、ええ、人件費を削減するあるいは物件費を削減する、議員の数を4名減らす、報酬を下げる、町長、助役の報酬を下げる、収入役を置かない、職員を100名以下に減数をする。という中での計画で、ギリギリでもって作った財政計画だと思うんですね。その中でもってやっていくってのは、本当に厳しいと思いますので、ええ、その辺は十分ですね、あの、後顧の憂いがないようにっていうのは無理な話ですけども、おお、その私どもの子供・孫にですね、結局負担を残しながら、その進めて行くっていうのもですね、非常に問題がある訳ですので、ええ、その辺は、ええ、まあ、議会とも相談しながら十分にですね、無理のない財政計画の基にですね進めていっていただきたい。斯様に思います。質問はこれで終わるんですけども、特に農業振興については、あの、基幹産業である農業振興、基幹っていうのは、漢字辞典で調べますと幹と基であります。幹と基の産業あるいは別な意味から言うと中心となるものが基幹だそうです。その基幹産業である農業が非常にこう低迷してきている。ええ、認定農業者数からいってもほかの類団のそれこそ比較からいってもですね、非常にこう階上は少ない。そういう中でもって、ええ、国が農業基本法でもって掲げているですね、認定農家の数が少ないということは、非常に農業振興がやりにくいという状況になって来ている訳でございます。町長も以前は県の職員、農林部の職員として農業指導をしてこられた方でありまして、ええ、助役さんにつき3月まで県庁の農林部において、農業指導をしてこられた、お二人とも農業のスペシャリストでございます。農業指導のスペシャリストでございます。ええ、若さもありますし、ええ、英知もありますし、体力もあると思います。是非、町の農業振興、基幹産業である農業振興に特

段の努力をされてですね、あの、振興出来るような形の努力をお願いして、ええ、私の質問を終わりたいと思います。有難うございました。

議長（桑原一夫君） 以上で、8番、土橋信夫君の質問を終わります。

10番、松森 嵩君の質問を許します。

ハイ、議長。

10番（松森 嵩君）

議長（桑原一夫君） 10番、松森 嵩君。 （松森議員 登壇）

10番（松森 嵩君） 6月定例会に当たり、一般質問をさせていただきます。この質問に際し、関係部署の方々に色々ご指導いただきながら、多くのご負担を添えることになってしまいましたことを先ず以ってお詫び申し上げますとともに、今日まで賜りましたご指導に対し、心から感謝申し上げ、通告に伴い一般質問をさせていただきます。

追越漁港の整備についてお伺いいたします。追越漁港北側防波堤の嵩上げの工事が、平成3年に着工されてから14年の経過をしております。重なる大時化により間口沖の離岸堤の大型テトラポットが航路側に崩落し、漁船の航行に危険性を増して来ました。以前にもこの場をお借りし、テトラの撤去の対策をお願いしております。その時は、検討中のお話でございましたが、その後どのようなになっているか。また、地域の生産部会からも今回で2回目の要望書も出ておりますので、直ちに対策をお願いします。

まず一つは、今後、町は、どういう対策をお考えなのか一つ。また、対策を行うとすればいつ頃なのか。近年、非常に危険性が増してきたので、町の対応をお願い致します。

2点目として漁港漁場整備長期計画についてを申し上げます。

平成18年度当初予算の中で、水産業費の漁港建設費に漁港漁場整備計画作成のための委託料として、105万円計上されていますが、本町の沿岸漁業の振興を図る上で重要な役割を担うものであると思いますが、19年度から23年度までの後期5ヶ年計画の内容についてお伺いいたします。壇上からの質問は以上です。（松森議員 降壇）

町長（浜谷豊美君） ハイ、議長。

議長（桑原一夫君） 町長、浜谷豊美君。（町長 登壇）

町長（浜谷豊美君） ええ、それでは、松森議員の質問にお答えをいたします。
追越漁港は昭和27年10月に第1種漁港に指定されまして、国・県の補助を受けながら逐次整備し、現在に至っております。議員質問の間口沖の離岸堤であります
が、昭和49年度から昭和52年度まで局部改良事業で、一文字防波堤として延長
37, 5 m築堤したものであり、平成4年度災害復旧事業で全延長を積み直しをして
おります。

只今お話しがございましたが、去る、6月5日に階上漁業協同組合長さんをはじめ
地元関係者から間口離岸堤所謂一文字防波堤ですが、このテトラポットが、何度
かの高波によって航路に崩落し、危険な状況にあるので撤去して頂きたいと、こう
いう要望を受けました。そして、翌6日には、地元の部会関係者からの現地におい
て説明を受けたところであり、そして一部においては、干潮時に再調査することにな
っております。今後の対策といたしましては、その調査状況等を踏まえて、漁協
そして地元の部会等関係者と協議しながら進めていかなければならないと思っ
ているところであります。

ええ、それから第2点目の漁港漁場整備長期計画であります、昨年は、水産業
の振興や地区の活性化について、町内漁業者のアンケート調査を実施、また、県関
係者及び階上漁協各部会役員に対してアンケート調査の結果を報告し、次期水産基
盤整備計画に向けた検討を行い、漁港漁場施設の課題等を協議したところでありま
す。本年度におきましては、ええ、先の協議の中で出された要望・問題点等踏まえ
て、現地において、直接漁業関係者等から聞き取り及び調査を行った上で、後期5
ヵ年計画に十分反映させるように、三八地方漁港漁場整備事務所及び青森県漁港漁
場整備課と協議しながら進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

（町長 降壇）

10番（松森 嵩君） ハイ、議長。

議長（桑原一夫君） 10番、松森 嵩君。

10番 (松森蒿君) ハイ、10番松森です。6日の日には、関係の方々に海の視察調査もしていただきました。あのときは、まあ、だいぶ、塩もまだ本来の塩の形ではなかったんですが、やはり、あの、どうしても時化てくると、船の航行の時にだいぶ危険性が増してきたと、そういうふうにお話をしております。ただ、この前のお話は、どの辺まで進んでいるのか、その辺をひとつもう一度お尋ねしたいなあ、もう、途中で終わったのか、それとも、まあ、県の方に要望しながら、ここは危険があるよと、そういうお尋ねをしたのかどうか、まず、そこが1点ひとつお願いしたい。それから、いま、町長さんから、様々な漁場のお話もお聞き致しましたし、というのは、自然の力というものは、やはり、漁場をつくるにも、現地の意見というものは非常に重要なことだなあとこう思っております。追越の今の現在の状況は、非常にあの、造ってはいいただいたんだけど、あのテトラの部分、あれは、非常に障害物になっているのかなあと、だから、これから、やはり漁場を、まあ、港もそうですが、漁場を造るということになれば、ああいう形をもう少し真剣にこう、やはり議論するところもあるのかな、まあ、この前、課長さんにお話もしましたし、やはり、そういう現場の内容も見ていただいたんだけど、ああいう障害物があるとそこにどうしても、やはり様々な若布とかかいろんなものがある、今までは、やはりちゃんと若布もそこに付着したのが、あれだけ白くなって付かなくなっている、あれは、やはり、様々な原因もあるだろうが、あういことのないように、やはり、自然のまままでこうできる対応を、やはり地元と慎重に話をしながら進めてもらいたいし、やはりそれがこれからの一番の重要性なのかなあ、私はそう思います。というのも大型の船も、だいぶこう、もとは、船が小さかったんですが、今はだいぶ大きくなったし、時化てくればお互いに港に一斉に入りたい、遅れれば自ら自分が危険性を浴びる、そういう観点からこれはなんとかしていただきたいな、まあ、先ほども財政のお話をすれば、こういう大きな声で言えないが、様々なやり方があると思う、あれから2年も経った、何も対応が無い、何故無いのか、私は、やはり危険のある所には何らかの対応がなければならぬのではないかな、そういう処置はとれないのかどうか、やはり取って当たり前だろうと思います。危険なものは此処は危険だとそういう形のものが必要だと、私はそう思います。ですから、やはり、ひとつ、あれを陸と海とでは形も経費も違いうだろうが、此処は危険だということの対応は必要なのかなあと、こういうひとつの考え方も何とかしていただきたい、まず、あの、この前の、2年前にお話した、15年6月か、その時の対応がどうだったか、判っている部分でいいからちょっと教えてくださいませんか。

議長（桑原一夫君） 町長、浜谷豊美君。

町長（浜谷豊美君） 前段でお尋ねの、お尋ねといいますか、ご提言の、この現場の航行船舶に対しての安全性が非常にこう危険な状態であるということにつきましては、先般、陳情を受けて先ほど申し上げましたように、翌日、現場の方へ行って、担当の方と行って参りました。この状況から勘案いたしまして、危険性・緊急度を考えますとやはりこう何とかしなけりゃならないなという考えでございます。その、対応と方法につきましては、今、検討しながら早急にこのテトラの形については対処して行きたいと考えております。えー、その後段につきましては、担当の方からお答えをさせます。

産業建設課長（中城 功君） はい。

議長（桑原一夫君） 産業建設課長 中城 功君。

産業建設課長（中城 功君） 松森議員のご質問にお答え申し上げます。2年前の陳情の件ということでございますが、あの、前課長からお話を伺ったところ、まあ、撤去していただきたいと、あの、災害によって崩れた部分は撤去していただきたいということと、現在あるも一文字の移設を併せてお願いしたいということで陳情にきているということでございまして、えー、この移設については、長期計画に載せてやらなければ、金額もだいぶかかるということで、それについてはできないと、ただ、崩れた分については地元と相談しながら進めていかなければということで、進めているということでございます。以上でございます。

10番 （松森蒿君） それは、どこまで進んでいるのか？

議長（桑原一夫君） 具体的に、具体的な2年間の間の経過を聞きたいということです。

産業建設課長（中城 功君） はい。それにつきましては、現に実施はされないままとなっている現状でございます。以上でございます。

議長（桑原一夫君） 何もしてこなかったのか、何か協議されたとかというようなことはなかったのか……。

産業建設課長（中城 功君） それにつきましては、あの場所につきましては大分その金額が張るということで町の方では今まで出来なかったということと、まあ、県単の事業もあるということで、それはちょっと、あの、上限があるためできないということで、今まで対応が出来なかったということでございます。

議長（桑原一夫君） 10番 松森蒿君。

10番 （松森蒿君） ハイ、10番松森です。はい、判りました。今日、幸いに、今、県の方々もみえています。すべて、国からも全部こう力を支えていただきながら、何とかあれをやはり、こう除いていただきたいなあと、まあ、国・県すべての方々にやはりこうお願いをして、私は、いつもお願いをするんだけど、途中で止まっているもの、何故、止まっているのか、止まらないでそこまで行って止まっているんだばこれはいいんだけど、やはり、これはきちっとその内容をね、もう少し、地域の皆さんにそういう訳でこうなんですよと、私も、説明がなきゃならないこともあるもんだから、そういうところを踏まえてひとつ頼みます。

それから、もうひとつ、あの、まあ、これは、この趣旨はちょっとはずれていると言えはまた言い方語弊あるんですが、景気の再生の中で、海岸に、やはり活用した水産業振興と、町長さんが豊富を述べておられました。あれは、もし、今のその漁場計画にその関連しているものかどうか、ひとつそここのところをお聞きしたいと思っております。何かこのへん出されないけどやはり活用した町内外の交流化を促進するとそういうふうにお話をしておられました。これは、今の計画と別なのかその辺がどうなのかひとつそここのところをお願いしたいと思います。

議長（桑原一夫君） 町長、浜谷豊美君。

町長（浜谷豊美君） 今の計画は、漁場あるいは漁港そういう水産業振興というふうな考えで整備しながらまた計画しているものでございます。これのご質問につきましては、まだ、あの、まだ、具体的な方策等につきましては、まだ、私のところで検討中でございます。以上でございます。

10番（松森 蒿君） ハイ。

議長（桑原一夫君） 10番松森蒿君の発言は既に3回に及びましたが、会議規則第55条但し書きの規定により特に発言を許します。10番 松森蒿君。

10番（松森 蒿君） ハイ、ありがとうございました。じゃあ、ひとつ、地域の意見を聞いて自然にあったものを、慎重に対応をお願いしたいと思います。また、テトラの件は危ない箇所に印をつけるなどして欲しいと思いますのでお願いをして終わります。

議長（桑原一夫君） 以上で10番、松森 蒿君の質問を終わります。

1番 加藤 祐君の質問を許します。

1番（加藤 祐君） ハイ。

議長（桑原一夫君） 1番 加藤 祐君。（加藤議員、登壇）

1番（加藤 祐君） 6月定例会議会にあたり通告に従いまして、3点について一般質問をさせていただきます。

まず、1点目は地域子供安全サポート構築についてお伺いします。

昨今、子供を取り巻く犯罪は、毎日の様に大人社会の犠牲になっていると言っても過言ではないと存じます。このような社会の流れのなかで階上町地域全体で、子供を守る運動を展開しなければならないと考えます。昨年から石鉢小学校学区では地域住民参画でボランティアのもと安全サポート活動が続けております。PTAと学校後援会が協賛し、子供110番の旗を昨年は20本と20ヶ所の家と店舗等を定め、今年は15本15ヶ所を新たに定め地域の子供を守る活動をしておりますが、私は町の事業として遂行し、階上町の全町内に子供110番の旗が掲げられることにより、子供を犯罪から守れるようにできればと考えます。

町長は、子供の安心安全に対する取り組みをどのように考えておられるかをお伺いします。

2点目は学校教育子供育成ゆとり資金構築についてお伺いします。

今や学校教育は各自治体の財政力により格差があると聞きます。国・県の財政の

切り詰めから始まり、学校教育の予算も削られ余裕がないと聞きます。私は将来の立派な子供達をつくるために、たとえばプロ野球などプロ選手を学校単位で呼び講話をお願いできるような、ゆとり資金の構築を考えます。

町長・教育長の考えをお伺いします。

3点目は中学生海外派遣についてお伺いします。

経験は最大の教師とも言います。子供達に夢を持たせ頑張らせ経験させることが子供を成長させる教育と考えますが、今後の中学生海外派遣について、町長と教育長の考えをお伺いします。

なお、本定例会におかれまして、一般質問の機会をいただきましたことに、心から感謝と敬意を申し上げ壇上からの一般質問を終わります。(加藤議員、降壇)

町長(浜谷豊美君) ハイ、議長。

議長(桑原一夫君) 町長、浜谷豊美君。(浜谷町長、登壇)

町長(浜谷豊美君) 加藤議員の質問にお答えします。

まず、第1点目の「地域こども安全サポート構築について」でございますが、昨今の社会環境というのは、大変凶悪な犯罪が多発するなど住民自らが防犯意識を持って生活しなければならない状況となっています。

このような中、本町では、青少年問題協議会や防犯指導隊によるパトロールの実施、また、パトロールボックスを全校に配置、公用車やボランティアの方々の車へ「防犯パトロール実施中」の蛍光マグネットを配付、それから、ボランティアの方々へ、腕章及びベストを配布するなど、多くの方々の協力をいただきながら、さまざまな取り組みを展開しておるところでございます。

さらに、石鉢地区におきましては、平成17年度から「こども安全サポート推進モデル事業」ということでの取り組んでおります。これは、保護者や地域住民のボランティアが一体となって子どもたちの登下校時の安全パトロールを実施していただいているところであります。この取り組みを階上町の先進的な事例として活かしていきたいと考えております。

また、議員ご提言の「子ども110番の家」の幟旗の件でございますが、これは、犯罪等の抑止力になるということが期待されます。今年度から学校と地域が連携して取り組む「安全・安心の地域づくり」事業を計画しておりまして、防犯上の課

題となる事項について地域の方々と協働して事業を実施したいと考えております。

それから、第2点目の「ゆとり資金構築について」であります。学校教育予算の重点項目につきましては、現在、緊急の課題となっております学校の耐震化に取り組んでおり、さらにコンピュータ施設の更新など、教育環境の整備に努めております。また、近年、社会教育の充実に対する期待も高まっていますので、本町においては「生涯学習のまちづくり」に取り組んでいるところであります。その一環として、さまざまな講師をお招きして講演会を開催しており、これらを有効に活用し、子どもたちも参加できる事業を計画してまいりたいと考えております。さらに、今年度から「特色ある学校づくり」委託事業を実施しておりますので、各学校において、地域と連携した学校づくりを目指す取り組みが、ますます盛んになることを期待しております。

第3点目の「中学生海外派遣について」であります。この事業は、平成5年度から平成16年度まで実施してまいりました。これまで、この間には、いろいろな議論がなされたという経過もありまして、また、平成16年度には希望者が定員に満たない状況での実施ということもあり、昨年度から中止しているところであります。国際交流の必要性については、外国の文化、生活、ことば等に触れ合える貴重な経験であり、子どもたちの成長の大きな要因になるということは、議員ご指摘のとおり、同感でございます。今後の対応につきましては、代替の事業等も視野に入れながら、実態を踏まえて検討してまいりたいと考えております。また、学校教育におきましては、語学指導外国青年招致事業を今後とも継続し、国際社会に適應できるような教育を進めてまいりたいと考えてございます。以上でございます。（浜谷町長、降壇）

教育長（村上富士夫君） ハイ、議長。

議長（桑原一夫君） 教育長、村上富士夫君。

教育長（村上富士夫君） それでは、加藤議員のご質問にお答えしたいと思います。

先ず、1点目の「学校教育子どもゆとり資金の構築について」でありますけれども、結論から申し上げますと、議員ご指摘のこのゆとり資金の有用性につきましては、その認識に共通するものがございます。その根拠につきましては、特色ある学校づくりとの関連からお答えさせていただきます。平成元年から始まった平成の教育

改革のなかで、学校の自主性や自律性の確立、学校長の裁量権の拡大、このことと共に、「特色ある学校づくり」が求められるようになりました。この「特色ある学校づくり」については、各学校でそれぞれ創意を生かした取組みをしているわけですが、例えば、地域の特性、児童生徒の実態などから、子どもの安全を確保するための活動であるとか、あるいはまた地域の文化を継承する活動を通じた豊かな心の育成でありますとか、地域の人材を活かした体験的な活動など、独自の活動を行うとすれば、当然の事ながら、予算の裏付けが必要となってくる場合も考えられます。すべて、予算の裏付けが必要ということではございません。そういう場合もございますということでもあります。このようなとき、議員ご指摘の、学校長の裁量で使える「ゆとり資金」があるとすれば、児童生徒のために、あるいはまた、地域性を持った教育の推進に活用できることにもなります。また、このことにより、学校長のリーダーシップのもと、よりダイナミックな学校運営が期待できるということにもなります。やはり、学校長の裁量と学校の独自性は、「特色ある学校づくり」の大きな要素になると考えます。

こういったことから、階上町、私たち教育委員会では、地域と一体となった「特色ある学校づくり」の委託事業を今年度から実施することとしております。先ほど、町長答弁のほうにもございました。委員会として、教育は人づくり、人づくりは環境づくりでありますから、今年度からのこの新規事業の委託が維持出来るように、できれば拡大出来るように努力して参りたいとそういうふうに思っているわけですが、

次に中学生の海外派遣についてでございますけれども、中学生の海外派遣事業は、「訪問国の歴史、文化、産業等の視察や訪問国の少年たちと親善交流を行うことにより、国際協力精神を養い、次代を担う中学生の健全育成を期す。」、こういうことを目的に立ち上げた事業でございます。

今、国際化の社会であります。海外派遣事業が、今後、国際社会に生きる子どもたちの目を世界に向けさせ、日常では得難い学習の場の提供となる、そしてそのことが、議員仰るように、子どもたちに一つの夢を与え、頑張りに繋がっていくという、その意図するところは十分理解しているつもりでございます。まあ、しかしながら、現状では、これまでのような事業の継続ということは極めて困難であると、そういうふうに判断せざるを得ません。従いまして、教育委員会としましては、海外派遣事業に替わる有効な手立てはないものかどうか、こういうことも含めまして今後の課題として継続検討して参りたいとそういうふうに思っております。以上で

ございます。

1番 （加藤 祐君） ハイ。

議長（桑原一夫君） 1番 加藤 祐君。

1番 （加藤 祐君） 1番 加藤 祐です。まず、冒頭に、階上町が大きな犯罪もなく子どもが健全に、元気でいられることを関係各位に感謝を申し上げます。

私の考えは、町が荷担してこの安全のサポートをしていくものではないかという考える訳でございます。今、地域で一生懸命、活動を続けておりますが、これが、全町にそのことをアピールし、それが、やがては階上町は、もっともっと犯罪については厳しいそして目が向けられているということを願う訳でございます。旗一本買うにしても私も学校の後援会の副会長をしながら、まあ、予算を立てながら、皆さんの、地域の人たちから金を協賛して頂きながらやっておりますが、学校の予算をみますとき、何一つ余裕のあるものではございません。その中から旗を買いながら、そして何とか、あういうふうに子どもたちを守っていこうと、こういうことを掲げてやってきております。それがいわゆる町で、全町内がその認識にあった時に、大きな力が生まれるものではないかと、こう思う訳でございます。そんな、大きな予算でもないと思います。ここの、いったい町長、全体を抱えながら、この認識のもと、階上町行政全般をみたなかで、町がリーダーシップをとって運んでくれるよう切にお願いをする訳でございます。

それから、ゆとりある、ゆとり資金、学校のゆとり資金ということで、その意味の、先ほど教育長がおっしゃいましたように、学校長の裁量権によってその使える金、今学校の中では一つもございません。いわゆる、その地域に特徴ある文化やそしてまた子どもたちにその将来の厳しさを教えるそういうものを、人材、それを呼んでその事業の中にもそれを併せた教育をやれるものがあれば、私は、教育は教科書ばかりではない、やはり、社会全体がノートであり教科書である訳でございます。私も、常日頃、こう社会の先輩方から、ものを教えられそしてこうやってきておりますが、そのことは非常に大切なことではなかろうかと思えます。経験させること、そしてまた、自分が学ぶのにその大人社会が子どもたちに文化を吸収しそしてその厳しさを、子どもたちの日常のマナーを教える、そういうこともあってはいいのじゃあないか、道德の、そういうものに使えるそういう資金もあっていいのじゃない

かと、これは、まあ、近隣の町村にもみんなそれを予算を持っておくこともございます。階上町も、私は、その教育にもう少し目を向けたことを願う訳でございます。もう一度町長のその辺の考え方を伺い致します。

中学校海外派遣については、私は、何度も現町長の議員のときの質問を伺いました。私も同感でございました。町長が議員の際に、必要なんだと、子どもを教育するのに必要なんだと、このことを訴えて参りましたのが、町長になりましたら、その声が途絶えたということは、いかなることでありましょう。そのことの真意も、ちょっとお伺いしたいとこう存知ます。もう一度、答弁をお願いいたします。

議長（桑原一夫君） 町長、浜谷豊美君。

町長（浜谷豊美君） 加藤議員の再質問にお答えしたいと思います。

まず、第1点目の、現在、石鉢地域での子ども110番についての幟旗の件につきましては、今年度から取り組んでいるところでございます。先ほども申し上げましたように、まあこれも、大変防犯上は大きな抑止力になるという観点から、まあ、県の事業ではございますが、まあ、これにつきましては、今後、まだ、その申請がどうなるかということもございますけれど、町の方で、若干、予算化している部分がございます。これを活用して、全町に段階的に拡大していきたいという考えでございます。

それから、2点目のゆとり資金のご質問の中で、それに関連して、学校長の裁量権、まあ、この件につきましても、大変こう、町予算全体の枠が狭められている中の学校教育、教育委員会の学校教育部門の予算におきましても、教育現場におられる方には、大変ご苦労をかけているところでございます。そういう中で、やはり、子どもたちの道徳教育の分野、まあ、これはもちろん必要なことでございますし、昨今の大変、凶悪犯罪等が発生しているところをみましても、やはりこう小中学校からの情操教育を含めた道徳教育が必要であることは、議員ご指摘のとおりでございます。この件につきましてもこの現在の、それぞれ学校の予算配分のなかでこういうある程度の裁量権の部分を何とか持てるようなそういう体制にしていきたいと検討をしております。

それから、中学生の海外派遣につきましては、私の一つの持論として、これまでずっと国際交流について関心があり関わってきたところでございます。階上町英会話クラブというものを設立して、そして、それを一つの基本母体として、年間活動

として米軍基地との交流も含めてやって参りました。こういうなかで、現在、外国語指導助手を、ALT を招聘いたしまして、現在進めてきております。まさに、この実際に海外で経験することにつきましては、もう、そのとおりでございます。そういったなかで、私も実は議員時代にこの件について、強く要望し、そして、その後、いろいろやはり現状を把握しなければならないということから、まあ、委員会並びに学校現場の方の現状も、実はこう聞いてきて参りました。そういうなかで、近年、まあ、中止されたなかでは、平成 15 年のアメリカの同時多発テロがございまして、このこともあって、平成 15 年度は中止されていると、そして 16 年度につきましては実施いたしました、その募集している定数に満たないというふうな現状であったと、というようなこともあり、それで、こう、私も学校現場の方にも何とかして欲しい、出来ないものかというふうなお話もして参りました。そういうなかで、この、少人数というふうなものと、あとそれから現場の方の対応も含めて、現実には要望としてなかなかみえてこないということがございます。そういったことで、今現在の、実際どういう希望者も含めてですが、どういう状況にあるのかということが、声が出てきておりませんので、そこをご提言であれば、実際、また、把握しなければならないと思って、ただ、これまでの経過からいしまして、予算につきましても、ここは、実施の可能性も含めて、現場の方は予算化はしていないということでございます。まあ、この件につきましては、やはり、実態とそれから現場からの要望というふうなことも把握して、その上で検討していかなければならないものだと思っております。以上でございます。

1 番 （加藤 祐君） ハイ。

議長（桑原一夫君） 1 番 加藤 祐君。

1 番 （加藤 祐君） 先般も大きな事件がありました。近隣の秋田県、藤里町の人口が 4,300、その町の中で、子どもの被害がございました。全国、みんなびっくりした。近年では、本当に事件が様々な形で子どもを襲ってくる訳でございます。そのなかに、私は、犯罪のかたちを見ますと、私の町では大丈夫なんだと、そういう気持ちが、今はとんでもないことになってございます。あったからやるんじゃないくて、もう、未然に防ぐんだと、その気持ちが、私は一番大切なことではないかと思うと考えます。その中で日々努力をしていかなければなりません。町長は、先ほど、

その中で取組みを徐々に行っておりますということでございます。それは、受け止めます。でも、大きなアドバルーンを揚げない限り、私は、町の中でのその取組みが皆さんに伝わらないとこう考えます。階上町がもっと大きなアドバルーンを揚げて、子どもを安心・安全に守るんだとこの体制を強く願うものでございます。

それから、ゆとり資金の、これは、私は、町長が先ほど、取組みを進めているということでございましたので、私もそのことは受け止め、そしてまたこれから子どもたちが、特色ある子どもたちを作るために、そういう、独創的な知恵をもった、そういうかたちで、他ではやっていないけども、階上町では生涯学習、その生涯学習だけにひとつこうみんなまとめているんじゃないくて、子どもは子ども、大人は大人、この中にも子どもたちを守る、子どもたちを教育してあげる、そういう子どもたちに対しての、もう少し、その考えをしていかなければならない、汗をかいていかなければならないんじゃないかと、こう考える訳でございます。生涯学習の中で、全部一緒にして、そして皆さんの中でやるんじゃないくて、その学校長の裁量権を持ったその中での子どもたちに、その学校に合うそういうことも進めて欲しいと願う訳でございます。

もう一つは、中学校海外派遣につきまして、町長は、先ほど、15年に中止し、その16年にはどうなのかと言ったら、テロが15年にあって、16年には参加者が定員に満たないということでございますが、それは、テロがあったばかりのことであって、町長が、もしかして、私から言わせると、自分がその中で、海外派遣のそのものを訴えてきた訳でございますから、町長になったときに、私は当初予算のなかに盛ってこられるのかなあとこう思っていました。そのなかで汗をかいたのか、私は、先ほど聞きましたら、まだ、その実態も掴んでいない、それは、ちょっと、私にとってはがっかりしたものがございます。言われたからやるんじゃないくて、やはり、ものごとは率先して、自分で思っていることを前に進んでいくというその考え方が、私は、この階上町を担うリーダーとして、指導者として、ひとつ責任を持った、そのことを私は言葉で言っている訳ですから、それを願う訳でございます。それを私は、町長にもう一回、答弁をいただいて私はこれで質問を終わります。

町長（浜谷豊美君） ハイ、議長。

議長（桑原一夫君） 町長、浜谷豊美君。

町長（浜谷豊美君） 加藤議員の質問にお答えいたします。まあ、この、子どもサポート構築について、また、安心・安全について、まあ、これから、町としては取り組んでいく考えでございます。ただ、大きなアドバルーンを揚げろとご提言されておりますので、今後、どうやって、より効果的にアピール性のあるかたちで周知していくかということについては十分検討して対応していきたいと考えております。

次のゆとり資金の関連した質問でございますが、まあ、町とすれば、生涯学習は、老若男女含めたのが生涯学習ということでございます。そういった中で、子どもたちだけの、また、育成を教育をというふうなご提言なのかなと思います。まあ、それも十分理解はしております。その点につきましても、先ほど申し上げた、学校長に対しての裁量権の部分で、ひとつまあ、どういう事業っていいですか、その育成についてやっていけるかその辺の計画についても、協議しながら進めていきたいと考えてございます。

えー、それから、当初予算に盛られていなかったという、その結果についてのご批判というふうに受け止めてございますが、まず、私も現実、これまでの行革の議論、そして、今、現在の状況については、もちろん、議員の皆様方もご承知のとおりでございます。当然に私もその件につきましても、伺った訳でございますが、なかなか要望としてですね、先ほども申し上げましたように、現場、或いは現課の方でも、特にこれについての積極的な要望というのが出てこなかったということでございまして、全く、これについての判断は外したという訳ではございませんので、私は、その思いというのは、私ごとでございますが、自らの経験としても非常にいいことだと思います。やはり、最初の質問でもありましたように、まあ、経験にまさるものはないという、私も肌で感じておりますので、この件につきましても、また、あの、関係者と検討してみたいと思っております。その方法については、私は、その海外派遣の主たる目的というふうなことについては、いま、仰ったのが第一になると思います。そして、また、その目的の中に、ここに、実際に外国人と外国において接することによって得られる貴重な体験、というものについて、まあ、必ずしもそこへ到達できるかどうかわかりませんが、その、まあ、そのできるだけ目的は国際的に通用するような、という大上段に構える訳ですが、そこを狙いとして、また、検討してみたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

議長（桑原一夫君） 以上で1番、加藤 祐君の質問を終わります。

7 番 山田恵治君の質問を許します。

7 番 (山田恵治君) ハイ。

議長(桑原一夫君) 7 番 山田恵治君。(山田議員、登壇)

7 番 (山田恵治君) 7 番 山田です。6 月定例会に、一般質問の場を頂いてありがとうございます。通告に従い、質問をさせていただきます。

今回の町職員による、緑の羽募金及び外郭団体運営資金を不正に流用し、着服した件について、去る 4 月 13 日、テレビ・新聞等で報じられてから、文面にて、議員各位に報告がありました。また、今定例会の初日に全員協議会の中で、経過報告と再発防止のための対策を説明して頂きましたが、今回の質問は町民の声として受け止めていただき、町民に対し、再発防止を誓って頂きたい、そのことは、町民の信頼を回復する第一歩ではないかと思い、質問に入ります。

私たちの町、階上町は一昨年の 4 月、八戸地域合併協議会から離脱をし自立して行く道を選びました。それ以来、厳しい財政状況の中にあって生き残っていく為に、地域や自治体が独自の町づくりを求められ、自分たちの町は自分たちで考え、町民も行政も同時者意識を持って、協働の町づくりに取り組んでいるさなかに、このような町民の心を踏みにじるような事件が許されるものではありません。町民と行政が役割分担や協力関係を目指し、共に考え共に協力しながら取り組む協働の町づくりは、お互いの信頼のもとに進められてこそ成り立つことであり、階上町が自立できる町づくりに繋がっていくものだと思います。地方公務員という全体の奉仕者という立場にありながら、しかも総括主幹というリーダー的立場であり、若い職員を指導していく立場の人間が、町民の寄付による善意のお金を不正に流用し着服することは、町民に対しての裏切り行為に他なりません。また、同口座から 8 ヶ月にわたり 7 回も不正に預金を引き出し、私的に流用したことは、管理監督をする立場にある職員の責任も重大で、今回の事件は、昨年、17 年度に起きたものですが、2 年前の 15 年度にも数十万円の切手着服事件があり、その教訓が生かされなかったことは、大変残念なことだと思います。それ以前にも外郭団体等の資金の不正流用事件が発生しています。このようなことがある度に、公金資金管理の徹底と綱紀粛正が言われ、管理体制、監督責任など厳重な措置を講じてきたはずですが、なぜ、このようなことが繰り返されるのでしょうか。

公金不正流用や横領事件は、最近の新聞テレビ等をみても、NHKによる1,700万円の着服、懲戒免職処分、4月12日。横領みちのく銀行行員送検、4月13日。青森文化スポーツ振興公社副館長450万円着服、懲戒免職、4月19日。男性銀行員29万円着服、懲戒解雇、4月22日。数え上げればきりが無いのです。民間の企業や公的企業では会社の損失や、公金の横領に対しては大変厳しい対応がされています。

階上町の今回の処分について、懲戒の種類とその内容及び経緯をお伺い致します。また、再発防止のために、どのような対策を講じたのか、各グループでは、公金の取り扱いや資金管理についてどのような対応を取ったのか、公金の流用着服については、今後、民間同様、厳しい処分を取り入れ、明文化し、規程をつくるのかどうか、お伺い致します。また、町民の信頼を回復するために、再発防止するために、町職員自らの意識改革は必要だと思いますが、町長はこの職員の意識改革についてどのような考えをお持ちでしょうか。お伺いを致します。以上でもって壇上からの質問を終わります。(山田議員、降壇)

町長(浜谷豊美君) ハイ、議長。

議長(桑原一夫君) 町長、浜谷豊美君。(浜谷町長、登壇)

町長(浜谷豊美君) それでは、山田議員の質問にお答えを致します。

緑の羽募金並びに階上町緑化推進協議会の運営資金を職員が着服した件につきましては、去る、4月13日に公表したところでありますが、その内容につきましてはマスコミの報道及び先般の町議会全員協議会において報告したとおりでございます。

町民の浄財及びその原資を不正に流用したことは、正に町民の信頼を著しく損ない、町職員としてあるまじき行為であり、強い憤りを持つとともに本職と致しましても重大な責任を感じているところでございます。

職員の懲戒の種類と内容についてであります。種類については地方公務員法に定められており、戒告、減給、停職及び免職の4種類でございます。また、内容については、職員の懲戒の手續及び効果に関する条例で定めているところであり、「戒告」は、規律違反の責任を確認し、その将来を戒めるものであり、「減給」は、1日以上6月以下、月額額の10分の1以下の範囲内で給料を減ずるものであります。

「停職」は、1日以上6月以下、職務に従事させない処分であり、停職期間中は、その職を保有しているものの、いかなる給与も支給されず、退職手当の計算の基礎となる期間からも除かれるものであります。「免職」は、勤務関係から排除するものであり、退職手当も支給されません。

今般の処分決定に当たっては、他の団体及び当町における過去の事例を勘案し、本人については停職6月。管理監督者については、少なくとも通帳と印鑑のどちらかを保管すること、としているにもかかわらず両方を本人に保管させていたこと。また、本年2月頃には本人に対し通帳の提出や会計状況の報告を求めています、これが果たせず、結果的に看過し、この事実を上司等に報告するなど適切な処置を怠った、などの理由により、過去の処分より重い「減給10分の1、1月」としたものです。

懲戒処分の基準については、現在のところ道路交通法違反以外に定めがありませんが、これからは、今回のような事例は「免職」とする方向で処分の指針を検討中であり、すみやかに明文化したいと考えております。

ご指摘のように、過去においても同類の事件が発生しており、その都度、再発防止策を講じて参りましたが、これまでの教訓が生かされなかったことは真に遺憾であります。

今後このような過ちが起こることのないよう、4月13日に管理職全員を招集し、また管理職以外の職員には文書で11項目からなる再発防止措置の徹底と、全職員が一丸となって信頼の回復に努めるよう指示したところでございます。通帳と印鑑を同一人が保管しないことはもちろんですが、措置の主なもの、まず、第1点、外郭団体等の会計処理は、公金の収入支出に準じた決裁手続をとること。2番目として、抜き打ち的に監査を実施するなど内部監査機能を強化すること。三つ目として、服務規律を遵守すること及び管理者の監督責任を重視する。などであります。なお、公金の収入支出に準じた決裁手続については、基準となる様式を制定しすでに実施しているところであり、また、職員が管理する外郭団体の名称及び預金等の残高をすべて調査いたしました、これを契機に毎年度、報告を求めることとしております。

傷ついた町の名誉、また、失った町内外の信頼を回復することは容易ではありませんが、本職並びに全職員が力を合せて回復に努める所存でありますので、今後とも、ご指摘、ご助言いただきますようお願い申し上げ、答弁いたします。(浜谷町長、降壇)

7 番 （山田恵治君） ハイ。

議長（桑原一夫君） 7 番 山田恵治君。

7 番 （山田恵治君） 7 番 山田です。ご答弁、大変ありがとうございました。まあ、今後、このような事件に対し、免職、そのような厳しい処置を取るというようなお話でございました。これは、再発防止に繋がっていくことだと思います。まあ、私は、こういったことを二度と繰り返さないために、また、町民の信頼を回復していただきたいという気持ちで今回質問をさせていただきました。あの、意識改革ということで、お話を先ほどしましたが、人から言われて意識改革をするのではなく町職員自らがこういった意識改革をしていくことで、町民の信頼を回復していくのだと思います。民間企業で、この意識改革の一つとして、ここ、10 数年前から取り組んでいることがあります。それは、職場内での挨拶、ひとは電話の応対、そして、もう一つは、顔写真付きの名札を付けよう、これは、企業のイメージアップにも繋がるということで、多くの企業が実施をしており、また、4 年前、八戸市が取り入れ、3 年前、南郷村が取り入れております。名札の件ですが、取り入れています。職員同志の職場での挨拶、窓口にこられた住民への挨拶が、庁舎内に活気を出します。それから、電話の応対、まあ、いろいろ応対の仕方はいろいろあります。基本的な応対の仕方、それを実施することで階上町のイメージのアップに繋がっていく、また、先ほど言った、顔写真付きの名札を付けることで、住民に対して責任を持った接客をするようになる。そういった意識改革に繋がっていくことは、町民の信頼を回復していくことであり、このような事件を二度と起こさないためにもこういったことを実施していただきたい。どうか、町民の信頼を取り戻すために真剣に取り組んでいただくことをお願いし、質問を終わります。

議長（桑原一夫君） 以上で 7 番 山田恵治君の質問を終わります。

これにて一般質問を終了いたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の会議は 6 月 16 日午前 10 時から開きます。

本日はこれにて散会いたします。

（散会時刻 午後 0 時 06 分）

平成 1 8 年 第 5 回 階上町議会定例会

第 3 日 目

議事日程第 3 号

平成 1 8 年 6 月 1 6 日 午前 1 0 時 2 1 分開議

- | | | |
|--------|----------|---|
| 日程第 1 | 報告第 1 号 | 平成 1 7 年度階上町一般会計繰越明許費繰越計算書報告について |
| 日程第 2 | 報告第 2 号 | 平成 1 7 年度階上町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書報告について |
| 日程第 3 | 議案第 1 号 | 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(階上町税条例の一部を改正する条例) |
| 日程第 4 | 議案第 2 号 | 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(階上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例) |
| 日程第 5 | 議案第 3 号 | 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(階上町農村地域工業等導入指定地区における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例) |
| 日程第 6 | 議案第 4 号 | 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(平成 17 年度階上町一般会計補正予算) |
| 日程第 7 | 議案第 5 号 | 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(平成 17 年度階上町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算) |
| 日程第 8 | 議案第 6 号 | 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(平成 17 年度階上町国民健康保険特別会計直診勘定補正予算) |
| 日程第 9 | 議案第 7 号 | 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(平成 17 年度階上町老人保健特別会計補正予算) |
| 日程第 10 | 議案第 8 号 | 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(平成 17 年度階上町漁業集落排水事業特別会計補正予算) |
| 日程第 11 | 議案第 9 号 | 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(平成 17 年度階上町介護保険特別会計補正予算) |
| 日程第 12 | 議案第 10 号 | 階上町国民健康保険特別会計(事業勘定)財政調整積立金条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 13 | 議案第 11 号 | 階上町乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 14 | 議案第 12 号 | 階上町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 15 | 議案第 13 号 | 平成 1 8 年度階上町一般会計補正予算(第 1 号) |
| 日程第 16 | 議案第 14 号 | 平成 1 8 年度階上町老人保健特別会計補正予算(第 1 号) |

- 日程第 17 議案第 15 号 障害者自立支援法第 15 条に規定する市町村審査会の事務の委託について
- 日程第 18 議案第 16 号 新たに生じた土地の確認について
- 日程第 19 議案第 17 号 新たに生じた土地の字名について
- 日程第 20 議案第 18 号 階上町固定資産評価審査委員会の委員に選任する者につき同意を求めることについて
- 日程第 21 陳情第 2 号 日本と同等の安全対策のない、アメリカ産牛肉の輸入再開に反対する陳情
- 日程第 22 陳情第 4 号 「関税引き下げとミニマム・アクセス米の拡大」に反対する陳情
- 日程第 23 陳情第 3 号 医師・看護師等の増員を求める陳情
- 日程第 24 陳情第 7 号 義務教育費国庫負担制度維持に関する陳情
- 日程第 25 陳情第 6 号 追越漁港離岸堤崩落に伴う撤去復旧方についての陳情
- 日程第 26 議会案第 1 号 「骨太の方針 2006」に向けた地方分権推進に関する意見書
- 日程第 27 議会案第 2 号 日本と同等の安全対策が実施されない限り、アメリカ産牛肉の輸入再開をしないことを求める意見書
- 日程第 28 議会案第 3 号 医師・看護師等の増員を求める意見書
- 日程第 29 議会案第 4 号 「関税引き下げとミニマム・アクセス米の拡大」に反対する意見書
- 日程第 30 議会案第 5 号 義務教育費国庫負担制度維持に関する意見書
- 日程第 31 議員派遣の件
- 日程第 32 閉会中における継続審査の件
- 日程第 33 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（17名）

- | | |
|-----------------|-----------------|
| 1 番 加 藤 祐 君 | 2 番 重 文 字 勝 義 君 |
| 3 番 鹿 原 章 男 君 | 4 番 橋 場 敏 雄 君 |
| 5 番 高 松 久 美 子 君 | 6 番 石 川 清 人 君 |
| 7 番 山 田 恵 治 君 | 8 番 土 橋 信 夫 君 |
| 9 番 郷 州 公 典 君 | 10 番 松 森 蒿 君 |

11 番 佐 京 登 君
 13 番 大 前 典 男 君
 15 番 金 沢 啓 一 君
 18 番 桑 原 一 夫 君

12 番 畑 中 弘 實 君
 14 番 木 村 勝 彦 君
 17 番 荒 道 鶴 造 君

欠席議員（なし）

説明のための出席者

町 長 浜 谷 豊 美 君
 教 育 長 村 上 富 士 夫 君
 町 民 課 長 林 貢 君
 産業建設課長 中 城 功 君
 総 務 G L 上 博 文 君
 税 務 G L 寅 谷 信 廣 君
 保健福祉 G L 浜 谷 操 君
 建 設 G L 田 中 昇 君
 教 育 G L 小 沢 勝 君
 代表監査委員 志 民 安 之 助 君

助 役 高 谷 清 孝 君
 総 務 課 長 浜 谷 義 勝 君
 保健福祉課長 鳩 文 男 君
 教 育 課 長 工 藤 靖 夫 君
 企 画 G L 高 橋 信 一 君
 戸籍住民 G L 池 田 隆 君
 産業振興 G L 川 向 達 人 君
 出 納 室 長 中 村 豊 志 君
 中央保育所長 佐々木忠弘 君

職務のための出席者

議会事務局長 梨 子 謙 一 君
 総務課総括主幹 長 根 工 君

総務課総括主幹 地代所 康二 君

開会の宣告

午前 10 時 08 分

開議の宣告

午前 10 時 08 分

議長（桑原一夫君） ただいまの出席議員は 17 名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手許に配付したとおりであります。

この際、日程第1、報告第1号 平成17年度階上町一般会計繰越明許費繰越計算書報告について及び日程第2、報告第2号 平成17年度階上町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書報告については、お手元に配付したとおりであります。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑がないようですので、これにて報告の件を終了いたします。

この際、日程第3、議案第1号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件から、日程第5、議案第3号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件まで、3件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本件については、これを承認することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件から、議案第3号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件まで、3件はこれを承認することに決定いたしました。

この際、日程第6、議案第4号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件から、日程第11、議案第9号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件まで、6件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本件については、これを承認することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。よって、議案第4号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件から、議案第9号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件まで、6件はこれを承認することに決定いたしました。

日程第12、議案第10号 階上町国民健康保険特別会計事業勘定財政調整積立金条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第10号 階上町国民健康保険特別会計事業勘定財政調整積立金条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第11号 階上町乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第11号 階上町乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第12号 階上町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第12号 階上町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第13号 平成18年度階上町一般会計補正予算の件を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

1番(加藤 祐君) ハイ、議長。

議長（桑原一夫君） 1 番、加藤 祐君。

1 番（加藤 祐君） 1 番、加藤です。ええ、総務費の件でございますが、総務費の中に不動産鑑定委託料がございます。この不動産鑑定委託料の件につきましては、ええ、全協の中でご説明を受けました。その中に 2 件ほどの不動産の委託ということで考えているということでございましたが、ええ、私の質問したい物件は、ええ、石鉢ですか、蒼前のところがございます 1, 200 坪の防風林の土地が町の所有になっているということでございますが、その土地を不動産鑑定したいということで、527 千円程の予算をもってございますが、ええ、ここで一寸理事者側に質したいことがございます。ええ、今その土地はどのようにして建物が、建物が何棟かたっておりますが、その建物の経緯ですね。どのようにしてあそこに建物が建てられたのか、そして現在はどうの方が所有して、賃貸料はどの位貰っているのか、町との契約書はどうなっておられるのか。そこをまずご説明をお願いします。

総務課長（浜谷義勝君） ハイ。

議長（桑原一夫君） 総務課長、浜谷義勝君。

総務課長（浜谷義勝君） それではご質問にお答えいたします。第 1 点目の建物の経緯でございます。ええ、昭和 60 年 2 月 26 日に誘致企業として、島田縫製と賃貸契約を行ってございます。平成 10 年 4 月 1 日に名義が有限会社イチローへ、単価 90 円に変更して契約してございます。平成 12 年 1 月 24 日に有限会社イチローが倒産し、この日競売により建物の所有権が青森パークホームに移動してございます。で、平成 12 年 4 月 1 日に 13 年 3 月 31 日までの 1 年間、キムチ製造工場として使用することを条件に青森パークホームと賃貸契約を結んでございます。平成 13 年 5 月 31 日にキムチ工場設置が困難なので、貸し倉庫として使用したいという申し出がありましたけども、町は企業誘致の用地であるため建物を撤去してほしいと伝えるが受け入れられなかった。で、平成 13 年 12 月 21 日に相手方が来庁しまして、町が土地を購入する方法はあるんですかという事を提案してございます。平成 14 年 3 月 27 日に先方が来庁し土地鑑定書を提出。単価は 4,500 円/㎡で提出しましたが、町で平成元年 3 月 2 日にその近辺に、防風林の単価が 8,167 円/㎡で階上測量に売却している。その価格に達していないということで折り合わない、その後進展はない。平成 16 年 5 月 14 日に先方が来庁し、今後も引き続き貸してほしい旨申し入れます。そしてその後、平成 17 年 3 月 31 日に確認書を締結と。ですから 13 年の 4 月 1 日から 17 年まで、ええ、賃貸契約は結んでございませんでした。そして、ええ、今言いました確認書を締結し、未払

いの平成13年から平成15年の賃貸料は、ええ、年415,710円として、ええ、3年間分1,247,130円、これについては平成17・18・19年で支払うということにさせていただきます。平成16年度は374,850円、これは面積が道路用地に取られてございますので、面積が4,165㎡、当初は4,619㎡でしたけども、そういう面積の減少により賃貸料が減ってございます。そして平成17年から1㎡当たり、ええ、課税評価額×1.4×4分の10という計算方式にして計算をし、ええ、1,037,085円で確認書を取り交わしてございます。そして、ええ、平成17年度分の賃貸の支払額につきましては、13年度415,710円につきましては、17年度支払済でございます。それから平成16年度の374,850円につきましては支払済になってございます。そして14・15年度分につきましては、18年度・19年度に支払う予定となっており、17年度分1,037,085円が未納になってございます。そして18年2月21日に17年度分の切符を送付してございます。そして再三私の方で未納になっておるということで連絡をし、ええ、18年4月25日にリーダーが向うに電話をし、26日に連絡を取り、そして4月28日に先方から5月17・18日であればという連絡が入ってございまして、平成18年5月の22日に先方が来庁し、17年度分の賃貸料について安くならないのかと、それから土地の売買を検討してほしいというお話がございまして、町としては賃貸料の減額はできないと、おお、17年度の未払いの賃貸料を支払わなければ、土地を更地にして返していただきたいと、今までも再三更地にして返してほしいという旨、申ししておりましたけども現在に至っているということでございまして、ええ、この様な状況を何らかの処置をして、ええ、対処しますよという旨伝えてございます。そして未納のままでは売買等の話には応じられないと、支払われるのであれば今後様々な方向性について検討する余地はありますよと、そして平成18年5月29日に向うから、17年度分について分納を考えて貰えないのかと、再度検討してほしいということでございました。18年5月30日に私の方で分納は無理ですということで伝えてございます。それから現在の所有者は、今日現在では青森パークホームになってございます。ええ、それから契約書につきましては、平成12年4月1日に1年間の貸借期間、面積は4,619㎡、そして賃貸料は㎡90円として結んでございます。その後、先ほど言いました17年3月31日について契約書は締結せず、確認書ということで、ええ、取り交わしてございます。以上でございます。

1番（加藤 祐君） ハイ、議長。

議長（桑原一夫君） 1番、加藤 祐君。

1 番（加藤 祐君） ハイ。ええ、今、様々詳細について説明を受けた訳でございますが、ええ、私の懸念するところは、所謂、今、建物を所有している方が売って下さい。そうすることによって不動産鑑定を付けて、その鑑定をした金額で売買。所謂、あの、私納得いかないのはあるんですよ。所謂、建物を所有している方が欲しいというならば、その金額に、あの、まあ、その建物を所有している方が優先的に、あの、売買になるんじゃないかな。建物を所有しているのであれば、所謂、よその方が、不動産会社とかよその土地を買う人たちが、もうその話にも乗れない。というその形で、それを売買するとしているのか、そのことももう一つ。それから、ええ、契約書の更地にして返すというその契約書。それは島田縫製が倒産したときに、まあ、イチローに、その後なって、その後に青森パークホームが所有している訳でございます。その、只今、あの、青森パークホームが所有している訳でございますが、その青森パークホームの方で、その更地にするという、その契約書に入っている訳ですかもう一回それ。

総務課長（浜谷義勝君） ハイ。

議長（桑原一夫君） 総務課長、浜谷義勝君。

総務課長（浜谷義勝君） お答えいたします。実は、ええ、平成12年4月1日の契約の中の12条がございますけども、おお、個々に、ええ、借地の返還という条文を設けまして、ええ、賃貸期間が満了した場合は直ちに地上の物件を撤去し、現状に復して貸借物件を返還しなければならないと。前条の契約解除により返還する場合も同様とするという条文を盛り込んでおります。（それは、青森パークホームにそれを入れてある訳ですか。）はい。

1 番（加藤 祐君） ハイ、議長。

議長（桑原一夫君） 1 番、加藤 祐君。

1 番（加藤 祐君） ええ、どうも私はスッキリ来ません。ええ、その、何か手緩いような気がしてなりません。その、賃貸料を全くいただいていないという訳ではないんですが、その中で、町がしっかりした形で清算しなければならないものを、その、今、不動産鑑定料527千円を曖昧な形で、その予算をつけて、そしてその不動産鑑定の中での売買を結ぼうとしていることに対して、私は些か行政の流れの中で、私は納得するものがございませんので、ええ、ここで休憩動議をお願いいたします。

議長（桑原一夫君） 只今、1番、加藤 祐君から休憩動議が出されました。（賛成の声複数あり）所定の賛成者がいますので動議は成立いたしました。よって、本動議を直ちに議題として採決いたします。

お諮りいたします。

本動議のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声複数あり）

ご異議なしと認めます。

よって、休憩動議は可決されました。暫時休憩いたします。（休憩 午前10時43分）

議長（桑原一夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。（再開 午前11時5分）

町長（浜谷豊美君） ハイ、議長。

議長（桑原一夫君） 町長、浜谷豊美君。

町長（浜谷豊美君） ハイ、先程の加藤議員のご質問にお答えいたします。ええ、先程は、総務費の不動産鑑定委託料についての質問がございました。ええ、この委託料は、ああ、内容的には3件でございます。ええ、その中で、ええ、1件につきましては、まだ、今後とも協議が必要だというふうなふうに、そのように考えてございますので、ええ、蒼前地区の物件につきましては、ああ、予算の執行に当たっては、今回はしないということで、そして今後、議員の皆さんと協議しながらこれについては進めて行きたいとこのように考えてございます。以上でございます。

総務課長（浜谷義勝君） ハイ。

議長（桑原一夫君） 総務課長、浜谷義勝君。

総務課長（浜谷義勝君） 只今、私の方から提案してございました不動産鑑定料につきまして、ええ、大変説明不足もございまして、議員の方々にご迷惑をお掛けいたしました。お詫び申し上げます。

1番（加藤 祐君） ハイ、議長。

議長（桑原一夫君） 1番、加藤 祐君の発言は既に3回に及びましたが、会議規則第55条但し書きの規定により、特に発言を許します。1番、加藤 祐君。

1 番（加藤 祐君） 1 番、加藤です。有難うございます。ええ、皆様方に大変お時間をいただいたことに感謝を申し上げます。そして、また、町長始め理事者側には、ご理解をいただいたことに感謝申し上げますながらも、今後、私たち 17 名の議員たちにもう少し相談を申し上げ、そして進めて参ってほしいと存じます。やはり、あの、財産処分は、これは簡単に出来るものでございますが、取得するときには中々難しいもの。そしてまた、もう一つお願いしておきたいのは、やはり近隣の八戸市に隣接する土地でございます。付加価値の非常にある土地でございますので、今後、私たち階上町の人口増加のためにも、活性化のためにも一つそのところを試行錯誤しながら、努力しながら一つその土地利用を考えて進めてほしいと、こう願って終わります。どうもありがとうございました。

議長（桑原一夫君） ほかに質疑はありませんか。

6 番（石川清人君） ハイ、議長。

議長（桑原一夫君） 6 番、石川清人君。

6 番（石川清人君） ハイ、石川でございます。えーと、13 頁の、説明書の方ですが、農村活性化センター外壁塗装工事、えー、273 万円程みておりますが、これは4月1日から管理者制度になっておりますが、今どうしてこのような予算をもって来ているのかお尋ねいたします。

産業建設課長（中城 功君） ハイ。

議長（桑原一夫君） 産業建設課長、中城 功君。

産業建設課長（中城 功君） ええ、石川議員のご質問にお答え申し上げます。ええ、農村活性化センターの、ええ、外壁の塗装工事費といたしまして、273 万円計上してございます。これにつきましては、外壁が大分こう風化してきまして、ええ、おりましたもんですから、ええ、外壁分 540 m²、それから屋根 413 m²を塗装するものでございます。以上でございます。

6 番（石川清人君） ハイ、議長。

議長（桑原一夫君） 6 番、石川清人君。

6 番（石川清人君） ハイ、仰ってる事は良く分かるんですが、あの、管理者制度で出す前にそういうところにもっと早く気付いていれば、新しく塗り替えて気持ち良くお貸しすることが出来るじゃないですか、それを逆に貸してから直すというのは、些かこう、別に納得いかないということではないんですけども、で、当然そこでもう預けたものですから、正直に言って、まあ、大きな部分、まあ、屋根だったらしょうがないけども、多少のものであれば、もう、その管理者がやるべきじゃないのかなと思っておりますのでね、まあ、個人の細かいところまでは一寸分かりませんが、まあ、一言そこだけは、どうせやるんなら早く、あの、道の駅もそうでしたが、早くやって、新しくやって、気持ち良く貸してあげたらどうかと思ったもんでございます。有難うございます。

議長（桑原一夫君） ほかに質疑はありませんか。（質疑なしの声あり）
これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（討論なしの声あり）
討論なしと認めます。

これより、議案第13号 平成18年度階上町一般会計補正予算の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第14号 平成18年度階上町老人保健特別会計補正予算の件を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。（質疑なしの声あり）
質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（討論なしの声あり）
討論なしと認めます。

これより、議案第14号 平成18年度階上町老人保健特別会計補正予算の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第15号 障害者自立支援法第15条に規定する市町村審査会の事務の委託についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。（質疑なしの声あり）
質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第15号 障害者自立支援法第15条に規定する市町村審査会の事務の委託についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)
ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

この際、日程第18 議案第16号 新たに生じた土地の確認についての件及び
日程第19 議案第17号 新たに生じた土地の字名についての件、2件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。(質疑なしの声あり)
質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。(討論なしの声あり)
討論なしと認めます。

これより、議案第16号 新たに生じた土地の確認についての件及び議案第17号 新たに生じた土地の字名についての件、2件を一括して採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)
ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第20、議案第18号 階上町固定資産評価審査委員会の委員に選任する者につき同意を求めることについての件を議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、質疑、討論を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本件は質疑、討論を省略することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第18号 階上町固定資産評価審査委員会の委員に選任する者につき同意を求めることについての件は、これに同意することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます

よって、議案第18号 階上町固定資産評価審査委員会の委員に選任する者につき同意を求めることについての件は、これに同意することに決定いたしました。

この際、日程第21、陳情第2号 日本と同等の安全対策のない、アメリカ産牛肉の輸入再開に反対する陳情の件及び日程第22、陳情第4号 関税引き下げとミニマム・アクセス米の拡大に反対する陳情の件、2件を一括議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

産業経済常任委員長（橋場敏雄君） ハイ、議長。

議長（桑原一夫君） 産業経済常任委員長。（産業経済常任委員長 登壇）

産業経済常任委員長（橋場敏雄君） 産業経済常任委員会に付託されました、陳情第2号及び陳情第4号の審査結果についてご報告申し上げます。

結果については、お手元に配布されております陳情審査報告書のとおり「採択」と決定いたしました。以上で報告を終わります。

議長（桑原一夫君） 以上で、委員長の報告を終わります。

お諮りいたします。

陳情第2号及び陳情第4号の2件については、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって陳情第2号及び陳情第4号の2件については、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

この際、日程第23、陳情第3号 医師・看護師等の増員を求める陳情の件及び日程第24、陳情第7号 義務教育費国庫負担制度維持に関する陳情の件、2件を一括議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

教育民生常任委員長（石川清人君） ハイ、議長。

議長（桑原一夫君） 教育民生常任委員長。（教育民生常任委員長 登壇）

教育民生常任委員長（石川清人君） 教育民生常任委員会に付託されました、陳情第3号医師・看護師等の増員を求める陳情及び陳情第7号 義務教育費国庫負担制度維持に関する陳情の審査結果についてご報告申し上げます。

結果については、お手元に配布されております陳情審査報告書のとおり「採択」と決定いたしました。以上で報告を終わります。

議長（桑原一夫君） 以上で、委員長の報告を終わります。

お諮りいたします。

陳情第3号及び陳情第7号の2件については、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって陳情第3号及び陳情第7号の2件については、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

日程第25、陳情第6号 追越漁港離岸堤崩落に伴う撤去復旧方についての陳情の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

建設常任委員長（郷州公典君） ハイ、議長。

議長（桑原一夫君） 建設常任委員長。（建設常任委員長 登壇）

建設常任委員長（郷州公典君） 建設常任委員会に付託されました、陳情第6号の審査結果についてご報告申し上げます。

結果については、お手元に配布されております陳情審査報告書のとおり「採択」と決定いたしました。 以上で報告を終わります。

議長（桑原一夫君） 以上で、委員長の報告を終わります。

お諮りいたします。

陳情第6号については、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、陳情第6号の件については、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

この際、日程第26、議会案第1号 「骨太の方針2006」に向けた地方分権推進に関する意見書の件から日程第30、議会案第5号 義務教育費国庫負担制度維持に関する意見書の件まで、5件を一括議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会案については、会議規則第92条第2項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま議題の議会案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより議会案第1号 骨太の方針2006に向けた地方分権推進に関する意見書の件から、議会案第5号 義務教育費国庫負担制度維持に関する意見書の件まで、5件を一括して採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)
ご異議なしと認めます。

よって、議会案第1号から議会案第5号までは、これを可決することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま可決されました議会案の提出につきましては、議長に一任願いたいと思います。

これにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議会案提出については、議長に一任することに決定いたしました。

日程第31 議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

議員派遣の件については、お手元の配付資料のとおりといたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、お手元の配付資料のとおり決定いたしました。

日程第32 閉会中における継続審査の件を議題といたします。

産業経済常任委員長から、目下、委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定により、閉会中も引き続き審査したい旨の申し出があります。

お諮りいたします。

産業経済常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、産業経済常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

日程第33 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、本会議の会期日程等議会の運営に関する事項に及び議長の諮問に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は、全部終了いたしました。

この際、町長から発言の申し出がありますのでこれを許します。

町長（浜谷豊美君） ハイ、議長。

議長（桑原一夫君） 町長、浜谷豊美君。

町長（浜谷豊美君） ええ、第5回定例会の閉会に当たりまして一言お礼を申し上げます。ええ、去る13日開会の本定例会本日で閉会となりますが、会期中に賜りました議員皆様のご提言ご指摘を十分検討いたしまして、ええ、今後の町政の運営に反映さして参る所存でございます。どうか議員各位におかれましても、今後とも町政に対しましてご指導、ご鞭撻賜りますようお願い申し上げまして閉会のご挨拶とさせていただきます。有難うございました。

議長（桑原一夫君） これにて平成18年第5回階上町議会定例会を閉会いたします。

（閉会時刻 午後0時7分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

階上町議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

